



IFRS[®]
Sustainability

2026年3月

公開草案

SASB[®] スタンダード

「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」
に対する修正案に関する結論の根拠

コメント期限：2026年7月24日

国際サステナビリティ基準審議会



SASB/ED/2026/1

結論の根拠

「SASBスタンダード」及び
「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案

Exposure Draft SASB/ED/2026/1/BC is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA'®, the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS'®, 'IASB'®, 'IFRIC'®, 'IFRS'®, the 'IFRS'® logo, 'IFRS for SMEs'®, 'ISSB'®, 'International Accounting Standards'®, 'International Financial Reporting Standards'®, 'International Financial Reporting Standards Foundation'®, 'IFRS Foundation'®, 'NIIF'®, 'SASB'®, 'SIC'®, 'SICS'®, and 'Sustainable Industry Classification System'®. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

「SASBスタンダード」及び
「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案

公開草案 SASB/ED/2026/1/BC は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© IFRS 財団 2026

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、これには、‘FSA®’、Hexagon Device®ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’及び‘Sustainable Industry Classification System®’が含まれている。IFRS 財団の商標の詳細については、請求に応じてIFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	項番号
「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」に関する結論の根拠	
はじめに	BC1
プロジェクトの概要	BC1
プロジェクトの必要性	BC5
背景	BC7
「SASBスタンダード」について	BC7
ISSBの審議とプロジェクトの範囲	BC13
目的	BC21
「SASBスタンダード」に対する修正案に関する開発アプローチ	BC22
2025年7月公開草案における提案との整合性	BC35
「IFRSサステナビリティ開示基準」と「SASBスタンダード」の要求事項の関係	BC40
プロポーシヨナリティのメカニズム	BC47
「SASBスタンダード」の開発	BC49
「SASBスタンダード」に対する修正案	BC51
「農産物」の「SASBスタンダード」に対する修正案	BC51
「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」に対する修正案	BC103
「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」に対する修正案	BC138
「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案	BC196
発効日	BC198
今後の予定	BC200
公開草案「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」に関するリチャード・バーカー博士の代替的見解	AV1
付録A—他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性の概要	
付録B—2025年7月公開草案に対する修正案に基づく指標	

「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』」に対する修正案に関する結論の根拠

この「結論の根拠」は、公開草案「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」（2026年3月公表）に付属するものであるが、その一部ではない。これは、本公開草案の開発にあたっての国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の考慮事項を要約している。個々のISSBメンバーが重点をおいた要因は異なっていた。

はじめに

プロジェクトの概要

- BC1 「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」を適用する企業に対するガイダンスの重要な情報源である。ISSB は、2024 年から 2026 年の作業計画の一環として、IFRS S1 号を適用する作成者に対して適時に支援を行うために、「SASB スタンダード」を向上させる。IFRS S1 号を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を識別するために、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている¹。
- BC2 ISSB は、すべての「SASB スタンダード」の修正を同時に提案するのではなく、段階的に「SASB スタンダード」を向上させる予定である。この「結論の根拠」は、当初優先順位が高いと識別された次の 3 つの「SASB スタンダード」の修正を提案する²公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」（本公開草案）に付属するものである。
- (a) 「農産物」の「SASB スタンダード」
- (b) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」
- (c) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」
- BC3 2025 年 7 月、ISSB は、他の優先順位が高い 9 つの「SASB スタンダード」の向上を提示した公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」（2025 年 7 月公開草案）を公表した³。このコメント期間は 2025 年 11 月 30 日に終了した。
- BC4 ISSB はまた、これら 3 つの「SASB スタンダード」を修正するにあたって、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（「IFRS S2 号産業別ガイダンス」）に対して結果的修正を行うかどうかについても協議している。結果的修正は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容と「IFRS S2 号産業別ガイダンス」とを整合させるものである。現在、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」と「SASB スタンダード」の気候関連の内容は本質的に同一⁴である。ISSB は、これら 2 つの産業別の資料間の整合性を維持することを提案している。

¹ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」を適用する際のガイダンスの情報源として「SASB スタンダード」を用いる方法についての詳細は、<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1/> の利用可能な教育的資料を参照されたい。

² 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2024年7月会議で優先順位の高い産業を決定した。これは、2024年7月 ISSBアップデートに要約されているとおりであり、<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2024/issb-update-july-2024/#2>で利用可能である。

³ 公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」（2025年7月公開草案）は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/enhancing-the-sasb-standards/sasb-ed-2025-1-proposed-amendments.pdf>で利用可能である。

⁴ 「SASBスタンダード」の気候関連の内容は、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」と同一であるが、ファイナンス・エミッションのトピック（これは、IFRS S2号「気候関連開示」の付録Bの適用ガイダンスに含まれている。）も含んでいる。

プロジェクトの必要性

- BC5 「SASBスタンダード」が最後に包括的に更新されたのは2018年である。その後、複数の産業別の「SASBスタンダード」が、最初はSASBスタンダード審議会より、その後にISSBにより修正された。直近では2023年に、ISSBは国際的な適用可能性を高めるために「SASBスタンダード」の狭い範囲の修正を行った。「SASBスタンダード」及びそれからもたらされる情報は、世界中の何千もの作成者及び投資者によって用いられている。サステナビリティ関連のリスク及び機会並びにそれに関連する測定方法及び開示実務は時間が経つにつれて変化しているため、「SASBスタンダード」を定期的に維持管理することは、一般目的財務報告書の利用者及び作成者にとって継続的に有用であることを確保することになる。
- BC6 「SASBスタンダードの向上」に関するプロジェクトでは、次のことを実施する予定である。
- (a) 開示トピックとそれに関連する指標が、引き続き利用者にとって有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を作成者が開示するのを支援することを確実にする⁵。
 - (b) ISSBの利害関係者に対して、「SASBスタンダード」に関する包括的なフィードバック（国際的な適用可能性を含む。）を提供する機会を提供する。
 - (c) 「SASBスタンダード」における概念及び用語と「IFRSサステナビリティ開示基準」（特にIFRS S1号）におけるものを一層整合させることに役立てる。
 - (d) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性をISSBが改善するのに役立てる。これは、このような向上が利用者の情報ニーズを満たすものであり、ISSB及び「IFRSサステナビリティ開示基準」の使命及び焦点と整合していることを確実にしつつ、それが適切である場合に該当する。

背景

「SASBスタンダード」について

- BC7 IFRS S1号は、企業に「SASBスタンダード」を適用することを要求していない。しかし、企業が次の場合に、「SASBスタンダード」を参照し考慮することを要求している。
- (a) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合
 - (b) それらのリスク及び機会に関連する開示を作成する場合
- BC8 IFRS S2号は、「SASBスタンダード」の気候関連の内容と整合している「IFRS S2号産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。
- BC9 「SASBスタンダード」は、IFRS S1号と同様の目的により開発された。特に、「SASBスタンダード」は次のとおりとされている。
- (a) 主要な利用者を念頭に設計された。
 - (b) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。
 - (c) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を、企業が主要な利用者に対して提供できるように支援する開示要求を含んでいる。
- BC10 したがって、「SASBスタンダード」は、特定の産業のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業に対して、典型的に適用されるであろう開示トピック及び指標を定めているため、企

⁵ 本文書では、「利用者」を「一般目的財務報告書の利用者」及び「投資者」を意味する一般的な用語として用いる。「一般目的財務報告書の主要な利用者」の定義については、IFRS S1号の付録Aを参照のこと。

業が主要な利用者にとって関連性がある産業固有の情報を開示する際に役立つ。「IFRS サステナビリティ開示基準」は、企業が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に伴う産業固有の情報を開示することを要求している⁶。しかし、「SASB スタンダード」は、企業が開示することが要求される具体的な産業固有の情報を定めていない。したがって、「SASB スタンダード」は、主要な利用者にとって有用である可能性があるとして識別された情報の開示に焦点を当てて、企業の適用コストを削減し、重要性（materiality）の判断を支援することが期待される。さらに、このガイダンスには、報告実務のばらつきを低減させることで、企業間の比較可能性を改善させることが期待される。

BC11 産業固有の 77 の「SASB スタンダード」は次のとおりである。

- (a) 産業の説明、開示トピックサマリー並びに関連指標及び技術的プロトコルを含んでいる。
- (b) 90 の法域で事業を営む 4,600 超の企業によって適用されている（S&P グローバル 1200 インデックスの構成企業の約 78%を含む。）⁷。

BC12 ISSB は、「価値報告財団」が 2022 年に「IFRS 財団」に統合されて以来、「SASB スタンダード」の維持及び向上の責任を負ってきた。2023 年 6 月、ISSB は、気候関連のトピック及び関連指標を「IFRS S2 号産業別ガイダンス」と整合させるため、「SASB スタンダード」に対して結果的修正を行った。2023 年 12 月、ISSB は、国際的な適用可能性を向上させるために 77 の「SASB スタンダード」すべてに対して狭い範囲の修正を行った⁸。

ISSB の審議とプロジェクトの範囲

BC13 2024 年 3 月、ISSB は、自身のアジェンダの優先順位に関する協議へのフィードバックを踏まえ、2024 年から 2026 年の作業計画の一部として、「SASB スタンダード」を向上させることを決定した⁹。ISSB は、「SASB スタンダード」の向上が、自らの最優先事項である IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用支援に寄与することを決定した。ISSB は、「SASB スタンダード」の向上は、人的資本及び自然関連開示に関する ISSB のプロジェクトを支援することにもなるとの見解を示している。

BC14 2024 年 5 月、ISSB は、共有するサステナビリティ関連のリスク及び機会に基づき企業を産業別にグループ化するために、引き続き、「Sustainable Industry Classification System®」（SICS®）を用いることを決定した¹⁰。ISSB は、SICS はサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供するように設計されたものであるため、「SASB スタンダード」の分類の基礎として、SICS が特に適合していることに留意した。ISSB はまた、「SASB スタンダード」の向上の一環として、産業のグルーピングを向上させることも検討することを決定した。

BC15 2024 年 6 月、ISSB は、「SASB スタンダード」を向上させるための自身のアプローチについて議論した。これには、プロジェクトの目的と ISSB が自らの作業を優先順位付けするうえで用いる規準（criteria）が含まれていた。2024 年 7 月、ISSB は次のことを決定した。

- (a) 段階的なアプローチを用いる。
- (b) 次の向上に関連する公開草案の開発を開始する。

⁶ IFRS S1号第48項では、企業は「特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に伴う指標を含めなければならない。」とされている。

⁷ サステナビリティ報告サイクルの違いを考慮し、2025年12月31日に終了する3年間の数値を提供している。

⁸ 「SASBスタンダードの国際的な適用可能性」に関するプロジェクトの詳細な情報は、www.ifrs.org/projects/completed-projects/2023/international-applicability-of-the-sasb-standards/で利用可能である。

⁹ 2024年3月のアジェンダ・ペーパー「ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/march/issb/ap-2-issb-agenda-consultation-strategic-direction-and-balance-of-the-issbs-activities.pdf>を参照のこと。

¹⁰ 2024年5月のアジェンダ・ペーパー『Sustainable Industry Classification System®』（SICS®）—スタッフ提案」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/may/issb/ap6b-sics-recommendations.pdf>を参照のこと。

- (i) 「採掘及び鉱物加工」セクターの8つの「SASBスタンダード」のすべて
 - (ii) 「インフラ」セクターの「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」
 - (iii) 「食品及び飲料」セクターの3つの「SASBスタンダード」(ISSB及びその利害関係者のキャパシティについては後に評価の対象とする。)
- (c) 共通するトピックの測定が産業間で整合することを確実にするために、適切である場合、他の「SASBスタンダード」に対して絞った修正を行うことを検討する。
- (d) 次のことについてリサーチを行う。
- (i) 当該プロジェクトの第2フェーズの優先順位
 - (ii) SICSを向上させる方法

BC16 2024年12月、ISSBは、優先順位が高い「SASBスタンダード」に関する予備的なフィードバックについて議論した¹¹。2025年3月、ISSBは、優先順位が高い「SASBスタンダード」の修正を開発する自身のアプローチについて議論した¹²。

BC17 2025年3月、ISSBは、当初優先順位が高いとした12の産業のうち9の産業に対する開発中の修正案について議論した。ISSBは、2025年半ばにこの修正に関する公開草案を公表することを予定していた。ISSBは、「SASBスタンダード」における開示トピック及び指標の関連する修正だけでなく産業構造の提案を決定する目的で、特に新興市場や発展途上国の利害関係者から追加のインプットを収集するために、優先順位が高い残りの3つの産業に関する修正案の公開草案について、引き続きリサーチを行うことを決定した。

BC18 2025年6月、ISSBは、優先順位が高い9つの産業の「SASBスタンダード」に対する修正案の公開草案を承認し (ratified)、2025年7月に公開草案及び付属する「結論の根拠」を公表した。

BC19 2025年9月、ISSBは、2024年12月以降に実施された利害関係者との対話に焦点を当て、優先順位が高い残りの3つの「SASBスタンダード」に関する利害関係者からのフィードバックについて議論した。

BC20 ISSBは2026年2月に公開草案を承認した (ratified)。

目 的

BC21 プロジェクトの目的は、「SASBスタンダード」の適時の向上を通じてIFRS S1号及びIFRS S2号の高品質な導入 (implementation) 及び適用 (application) を支援することにある。これは、次のことに焦点を当てるものである。

- (a) 次に関する国際的な適用可能性の一層の向上
- (i) 産業のグルーピング (企業に関する表現の向上、並びに新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンの反映を含む。)
 - (ii) これらの産業グループにおける開示トピック
 - (iii) 指標及びこれらを支える技術的プロトコル¹³
- (b) 利用者のニーズに焦点を当てつつ、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善させる機会を探求する。

¹¹ 2024年12月のアジェンダ・ペーパー「プロジェクト・アップデート：『SASBスタンダード』の向上」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/december/issb/ap6-project-update-enhancing-sasb-standards.pdf>を参照のこと。

¹² 2025年3月のアジェンダ・ペーパー「プロジェクトの活動及びアプローチに関するアップデート」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2025/march/issb/ap6-project-update.pdf>を参照のこと。

¹³ 「SASBスタンダード」における「指標」という用語は、開示を表すために用いられており、定性的情報及び定量的情報を含むために用いられる。

- (c) 「SASB スタンダード」の向上を自然及び人的資本のトピックに関する ISSB のプロジェクトと整合させ、本公開草案に関するフィードバックがこれらのプロジェクトへのインプットを提供することが可能となるように、自然関連開示及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を修正する機会を探究する。
- (d) 「SASB スタンダード」及び「IFRS サステナビリティ開示基準」の概念及び用語を整合させる更なる機会を探究する。

「SASB スタンダード」に対する修正案に関する開発アプローチ

- BC22 公開草案の作成にあたって、ISSB は、2025 年 7 月公開草案の作成と同じアプローチを採用した。2025 年 7 月公開草案の「結論の根拠」（2025 年 7 月結論の根拠）には、「SASB スタンダード」の修正案に関する ISSB のアプローチについて、次のような、より詳細な内容が含まれている¹⁴。
- (a) 「SASB スタンダード」に対する修正を開発するために用いられるデュー・プロセス
 - (b) 利害関係者との対話及びリサーチに関する ISSB のアプローチ
 - (c) ISSB が、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ」（GRI）及び「自然関連財務開示に関するタスクフォース」（TNFD）との覚書を含む、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性に関する考慮事項にどのようにアプローチしたか。
 - (d) 「SASB スタンダード」に対する修正案を IFRS S1 号の要求事項と関連付けることを意図した方法
 - (e) 気候関連の内容を公開草案の焦点とすべきかどうかという問題
 - (f) 優先順位が高い産業に対する修正案を開発するための ISSB のアプローチ
- BC23 ISSB は、利害関係者に対して、プロジェクトのアプローチに関する、より多くの情報を得るために、2025 年 7 月結論の根拠を見直すことを奨励している。

利害関係者との対話

- BC24 本公開草案の提案は、利害関係者のインプットを取り込んで開発されており、2025 年 7 月結論の根拠に記述されたアプローチと整合している。ISSB は、2024 年後半に自然関連開示及び人的資本に関する ISSB のプロジェクトに關与する同僚と実施した数十の共同のアウトリーチ・イベントに加えて、2025 年には優先順位が高い 3 つの産業について、より焦点を絞ったセクター固有の対話を実施した。これらの対話は、通常、作成者、投資者及び対象分野の専門家との二者間会合であった。スタッフは、多様な利害関係者との二者間会合を 149 回開催し、100 以上の組織を代表する個人が参加した 9 つの産業固有の円卓会議イベントを主催した。
- BC25 図 1.1 及び 1.2 は、公開草案の開発を支援するために利害関係者と実施した二者間対話に関する、より詳細な情報を提供している。

¹⁴ 2025年7月公表の公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に関する結論の根拠（2025年7月結論の根拠）は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/enhancing-the-sasb-standards/sasb-ed-2025-1-bc-proposed-amendments.pdf>からアクセスできる。

図1.1—二者間対話（地域別）

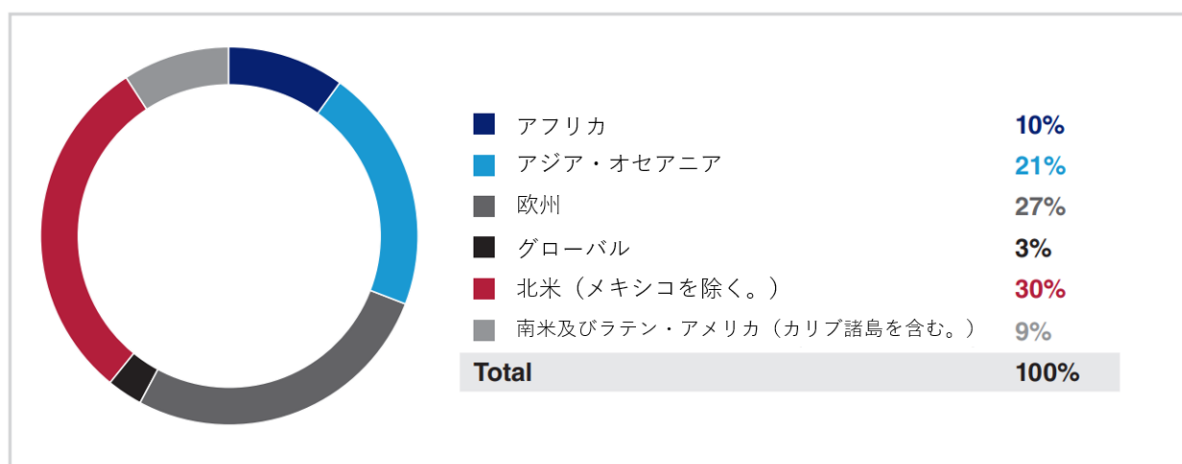
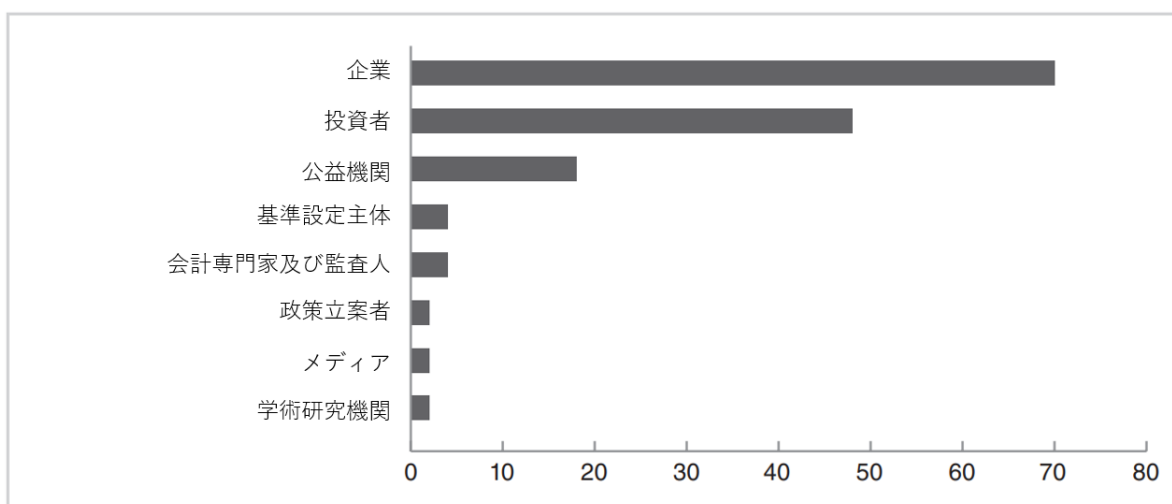


図1.2—二者間対話の件数（利害関係者の種類別）



他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性

- BC26 ISSB は、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトにおいて、引き続き、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善させる機会を探究している。これらの基準及びフレームワークは、識別された情報の分野に寄与し、重要性（materiality）の定義及び IFRS S1 号の目的と統合的な方法で投資者の情報ニーズに対処している¹⁵。他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を考慮する全体的な目的は、効率性を改善し、作成者の報告コストを削減することである¹⁶。
- BC27 向上のプロセスにおいて相互運用可能性及び整合性を考慮する際に採用されたアプローチは、次のことを考慮することを含む。
- (a) 意思決定に有用な情報に対する投資者のニーズに応えることを目的としつつ、作成者へのコストも考慮する（例えば、他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークにおける開示が、「SASB スタンダード」に含めることにも適合するのはどのような場合であるかを検討する。）。

¹⁵ 具体的には、IFRS S1号第1項から第4項との整合性がある。

¹⁶ 2024年7月のアジェンダ・ペーパー「ISSBの継続的な活動への相互運用可能性の組込み」

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/july/issb/ap2a-interoperability.pdf>を参照のこと。

(b) 産業における企業の活動との関連性

(c) 国際的な適用可能性

(d) 他の基準及びフレームワークが、優先順位が高い「SASB スタンダード」の潜在的な改善に関する利害関係者からのフィードバックに対処するうえでどのように役立つのか。

BC28 この結果、「SASB スタンダード」の修正案は、一部の領域において、他の基準又はフレームワークで定められている開示要求又は提言を含んでいる。付録 A は開示トピック及び指標の概要を提供しており、修正案における相互運用可能性及び整合性の考慮事項をより明瞭にする役割をなしている。これらの考慮事項は、「GRI スタンダード」及び TNFD 提言に焦点を当てており、ISSB がそれらの組織と交わした覚書（BC30 項から BC31 項参照）に照らしたものである。

BC29 「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトを通じて、ISSB は過去に提案された「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）のセクター別基準について議論し、エフラグの関連する作業及び分析から得られた成果を活用するために、エフラグ事務局と協議を行った。ISSB が優先順位が高い3つの「SASB スタンダード」の修正案を開発していた期間において、ESRS は、欧州委員会の「オムニバス・パッケージ」の一部として簡素化プロセスの対象となっていた。エフラグは、意見募集期間を経て、簡素化された ESRS の草案を 2025 年 11 月に公表した。ISSB は、エフラグの簡素化の作業が「SASB スタンダード」との相互運用可能性の向上にどのような影響を与えることになるのかを理解するために、引き続きエフラグとの対話を行っている¹⁷。しかし、進行中の簡素化プロセスの時期により、ISSB は、ESRS との相互運用可能性の考慮事項を、優先順位が高い3つの「SASB スタンダード」の修正案に組み込んでいない。本公開草案に対して寄せられるコメントは、ESRS との相互運用可能性に対する ISSB のアプローチに情報をもたらすことになり、これは ESRS の要求事項が利害関係者からのフィードバックへの対処に役立つ可能性がある場合も含まれる。

GRIとの「覚書」

BC30 「IFRS サステナビリティ開示基準」と「GRI スタンダード」は、それぞれ異なる目的を有するものの、補完的な関係にある。「IFRS サステナビリティ開示基準」は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を投資者に提供する。一方、「GRI スタンダード」は、組織が経済、環境及び人々に与える最も重大なインパクト並びに持続可能な開発への貢献について、投資者を含むさまざまな利害関係者に情報を提供する。これらの目的を達成するにあたり、それぞれの開示要求は重複する可能性がある。すなわち、企業の最も重大なインパクトに関する情報は、企業の見通しに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して主要な利用者が理解できるようにする場合もある。

BC31 効率性を改善し、作成者の報告コストを削減するために、2024 年に公表したとおり、ISSB とグローバル・サステナビリティ基準審議会（GSSB）は、「覚書」を締結し、「テーマ別及びセクター別の基準設定のいずれにおいても、それぞれの基準の明確な範囲及び目的の下での情報ニーズに対処する共通の開示を共同で識別し整合させる」ことに合意した¹⁸。このコミットメントは、サステナビリティ開示の状況における重複、断片化及び複雑性を削減するという両機関の共通目的を確認するものである。したがって、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトの1つの側面では、「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との間での共通の開示を ISSB が識別することに焦点を当てている。これらは、IFRS S1 号の重要性（materiality）の定義及び目的と整合的な方法で、投資者の情報ニーズに対処するものである。付録 A では、

¹⁷ ESRS 1号の草案「適用上の要求事項5」における、次のIFRS産業別ガイダンスに対する参照に留意すること。「企業固有の開示を開発する際、企業は、IFRS産業別ガイダンス及び「GRIスタンダード」（GRIトピック及びセクター別基準を含む。）などの好事例、フレームワーク又は報告基準を使用する場合がある。」

¹⁸ 「シームレスなサステナビリティ報告を可能にする完全な相互運用可能性をもたらすためのGRIとIFRS財団による協働」 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/gri-and-ifrs-foundation-collaboration-to-deliver-full-interoperability/>を参照のこと。

ISSB が「GRI スタンダード」の要求事項をどの部分についてどのように修正案に統合したかについての概要を提供している。現段階では、この作業範囲は ISSB によって決定され実施されている。ISSB は、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトの将来の段階で、相互運用可能性について GRI と対話し、この作業を進展させる最善の方法を評価するために、利害関係者からのフィードバックを検討する予定である。

TNFDとの整合性

- BC32 2025年4月に公表したとおり、IFRS財団とTNFDは「覚書」を締結し、資本市場で自然関連財務開示が用いられるように、ISSBの継続的な作業においてTNFD提言を基礎とするという両者のコミットメントを表明した¹⁹。「SASBスタンダード」に対する修正案の多くは、TNFD提言を既に用いている又は用いることを予定している企業の効率性を改善し、自然関連開示を開発するためにTNFDが実施してきた作業の成果を享受するために、TNFDの作業を基礎としている。付録Aでは、関連性があるTNFD提言を、どの部分についてどのように修正案に統合したかについての概要を提供している。
- BC33 2025年11月、ISSBは、自然関連のリスク及び機会に関する利用者の共通の情報ニーズを満たすために、また、IFRS S1号及びIFRS S2号の要求事項の基礎とするために、TNFDフレームワークを活用することを決定した。ISSBはまた、自然関連のリスク及び機会に関する情報への一般目的財務報告書の利用者のニーズに応えるため、基準設定を行うことを決定した。これらの要求事項は、自然関連のリスク及び機会に適用されるIFRS S1号及びIFRS S2号の要求事項を補足することになる。ISSBは、これらのリスク及び機会に関する産業固有の情報に対する投資者のニーズに留意した。これらの情報ニーズを満たすために、基準設定では、「SASBスタンダード」とともに、企業がIFRS S1号の要求事項を満たすためのガイダンスの情報源としての「SASBスタンダード」の役割について検討することを予定している。
- BC34 付録Aで示すとおり、修正案は、多くの異なる領域について、TNFD提言を活用している。したがって、「SASBスタンダード」に対する修正案とTNFD提言との整合性に関するフィードバックは、自然関連のリスク及び機会に関する利用者の情報ニーズを満たすための基準設定に関するISSBのアプローチについても、情報をもたらすことになる。

2025年7月公開草案における提案との整合性

- BC35 本公開草案は、2025年7月公開草案に含まれていなかった、優先順位が高い残り3つの「SASBスタンダード」に対する修正を提案している。優先順位が高い12の「SASBスタンダード」にわたって、さまざまな指標が示されている。例えば、2025年7月公開草案では、優先順位が高い8つの「SASBスタンダード」における水管理に関する指標に対する修正案が含まれており、他の16の「SASBスタンダード」における水の指標について、対応する「的を絞った修正」を提案していた。本公開草案における、3つの「SASBスタンダード」すべてに、水管理に関する開示トピック及び関連指標が含まれている。
- BC36 2025年7月公開草案のコメント期間は、2025年11月に終了した。本公開草案及び2025年7月公開草案の内容は重複しているため、ISSBは、本公開草案に関連性がある指標及び関連事項についてはフィードバックを受領している。
- BC37 本公開草案の作成にあたり、ISSBは、2025年7月公開草案に関するフィードバックに対応してトピック及び指標を変更するかどうかを検討した。ISSBは、2025年7月公開草案に関する寄せられたフィードバックに基づき、本公開草案のトピック及び指標に関して大幅に異なるアプローチを採らないことを決定した。その理由は、次のとおりである。

¹⁹ 「IFRS財団とTNFDが資本市場に高品質な自然関連の情報を提供するための協働を公式化」
<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/04/ifrs-foundation-tnfd-formalise-collaboration/> を参照のこと。

- (a) 本公開草案の提案は、主に 2025 年 7 月公開草案の提案と並行して開発されており、たとえ公表が遅れたとしても、「SASB スタandard」の向上プロジェクトの同じフェーズの一環として考慮されるべきである。
- (b) ISSB は、2025 年 7 月公開草案に対して寄せられたフィードバックを見直し再審議するための機会をまだ有しておらず、アプローチの大幅な変更は時期尚早である。
- (c) 共通の指標に対して統合的なアプローチを維持することは、ISSB 及び利害関係者の双方にとって効率的である。例えば、2025 年 7 月公開草案と類似する指標に調整を加えることは、翻訳コストを増加させ、これらの指標を既にレビュー・インプットを提供した利害関係者にさらなる負担をかける可能性がある。

BC38 2026 年 2 月に公開草案を承認する (ratify) 投票を行う際、ISSB は、上記 BC37 項に列挙された点に留意した。

BC39 付録 B には、本公開草案における指標のうち、2025 年 7 月公開草案で提案された指標と同様又は同一であるものを示す表が含まれている。ISSB は、この表により、2025 年 7 月公開草案に対して既にインプットを提供した利害関係者が、本公開草案をより効率的にレビューできるようになると考えている。

「IFRS サステナビリティ開示基準」と「SASB Standard」の要求事項の関係

BC40 本プロジェクトの第 1 フェーズにおいて優先順位が高い 12 の産業に対する修正案を開発するにあたり、ISSB は、「SASB Standard」が「IFRS サステナビリティ開示基準」とどのように関連しているのかを考慮した。修正案は、企業が「SASB Standard」を「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに適用するという前提 (2025 年 7 月結論の根拠 BC43 項参照) のもとに起草された。このアプローチは、「SASB Standard」が引き続き、的を絞ったものであり、比例的なものであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に既に含まれている要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。

BC41 例えば、IFRS S2 号は、企業の温室効果ガス排出を「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出に分類し、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004 年)」に従って測定し開示することを企業に要求している。IFRS S2 号を適用する企業は、自身の活動に関連性がある「SASB Standard」が、特に温室効果ガス排出の指標を含んでいない場合でも、自身の「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出に関する重要性がある (material) 情報を開示することが要求される。

BC42 本修正案は、IFRS S2 号における「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の産業横断的指標を補完し、IFRS S2 号に対して追加的で有用なガイダンスを提供することを目的としている。例えば、現在、一部の産業の「SASB Standard」及び「IFRS S2 号産業別ガイダンス」には、直接排出に伴う規制リスク及びレピュテーション・リスクに関連する開示トピックの中に、「スコープ 1」の温室効果ガス総排出に関する指標が含まれている。本修正案は、既存の「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標を更新し、排出制限規制の対象となる「スコープ 1」の温室効果ガス排出の割合に関する新しいサブ指標の提案を含んでいる。このサブ指標は、一般目的財務報告書の利用者が、関連性がある活動を行う企業の関連する規制リスクを理解することを支援するために、「スコープ 1」の温室効果ガス総排出の開示とともに有用な情報を提供することを意図している。

BC43 「SASB Standard」及び「IFRS S2 号産業別ガイダンス」は、「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出といった産業横断的指標が、特定産業の企業にとって重要性がある (material) 情報を提供する可能性がある場合に、企業に明確なガイダンスを提供するために改訂される可能性はあるものの、ISSB は、本公開草案においてそのような提案は行っていない。ISSB はまた、「SASB Standard」における既存の温室効果ガス排出の指標を削除しないことを選択した。これは、既存の「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標を削除することが次のようになるためである。

- (a) 意図せず、ISSB が当該指標は重要性がある (material) 情報を提供する可能性が低いと判断したというシグナルを送る可能性がある。
- (b) 「SASB スタンダード」に関する過去の協議による結果と整合しないことになる。一般目的財務報告書の利用者は、特定の産業において「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標が特に関連性があると認識している。これは、当該指標が当該産業の企業が直面する直接的な規制リスクに関する重要性がある (material) 情報を提供するためである。
- (c) メタンなどのトピックや企業が直接排出による規制リスクに直面している場合などにおいて、ISSB が産業固有の調整を加えた新しい指標を提案する能力に影響を及ぼすことになる²⁰。

BC44 従来より、「SASB スタンダード」には「スコープ 2」及び「スコープ 3」の排出の指標に関する開示トピックがあまり多く含まれていなかったため、「SASB スタンダード」における「スコープ 1」の排出の指標に対するアプローチと、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の排出の指標に対するアプローチとは、ある程度の不整合があることになる。しかし、企業の「スコープ 2」又は「スコープ 3」の温室効果ガス排出に伴うリスク及び機会に対処する開示トピックについて、本公開草案で提案されている指標は、IFRS S2 号の要求事項を補完し、それらの排出の基礎的な要因や関連するリスク及びこれらの企業のリスク管理についての情報を提供することを意図している。例えば、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」で提案されている新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックの中には、調達した家畜及び家畜飼料のサプライ・チェーンにおける森林破壊並びに養分管理計画を有する農場から調達した家畜に関する指標 (BC134 項から BC135 項参照) が提案されている。これらの指標は、企業の「スコープ 3」の温室効果ガス排出並びに関連するリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスに影響を与える可能性がある企業の調達の決定やサプライヤーとの関係についての情報を提供する。このような場合には、IFRS S2 号で要求されている「スコープ 3」の温室効果ガス排出の産業横断的指標カテゴリーが、修正案によって、関連する「SASB スタンダード」に「スコープ 3」の指標が追加されなくとも、当該産業における開示にとって特に関連性があるものとなる可能性がある。したがって、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業は、IFRS S2 号の開示要求の繰返しが無いことを、当該産業で活動を行う企業にとって開示の重要性が低い可能性がある、と評価されたこととみなすべきではない。

BC45 修正案には、IFRS S1 号におけるガバナンス、戦略、リスク管理及び目標のコア・コンテンツの領域と密接に関連する定性的な開示がいくつか含まれている。これは、ISSB が、本公開草案の開発におけるリサーチにより、コア・コンテンツのこれらの領域の開示が、ある開示トピックに関連する他の指標に対して、(多くの場合、産業固有の観点から) 重要な (important) 文脈を提供すると示された場合に限る。例えば、指標 FB-AG-160a.4 「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)」は、当該産業の文脈において特に有用となる場合がある森林破壊に関連する目標 (targets) に関する情報が含まれる。

BC46 温室効果ガス排出の指標及び定性的な開示の両方の場合において、2025 年 7 月結論の根拠で示したとおり、修正案のもう 1 つの目的は、「SASB スタンダード」の文言及び測定アプローチを IFRS S1 号及び IFRS S2 号に整合させることであり、これには、指標を理解するうえで特に役立つ場合の IFRS S1 号及び IFRS S2 号への相互参照も含まれる²¹。

プロポーショナルリティのメカニズム

BC47 ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を公表した際、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」という概念を導入した。ISSB

²⁰ 例えば、提案されている指標 FB-MP-110a.1 「(1)『スコープ 1』の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合」を参照のこと。

²¹ 誤解を避けるために記すと、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは独立して「SASB スタンダード」を適用する作成者は、「SASB スタンダード」で参照されている特定の要求事項を超えて「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用することは期待されない。

は、この概念を導入することで、「IFRS サステナビリティ開示基準」の特定の要求事項を遵守できない企業であっても、遵守できるようになると考えた（詳細は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の結論の根拠 BC10 項から BC17 項及び BC56 項から BC58 項参照）。ISSB は、高度な判断又は不確実性を伴う IFRS S1 号及び IFRS S2 号の特定の側面について、この概念を適用した。例えば、IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、次の事項について当該概念を導入した。

- (a) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別（IFRS S1 号 B6 項(a)参照）
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会それぞれに関連する、企業のバリュー・チェーンの範囲（その広さ及び構成を含む。）の決定（IFRS S1 号 B6 項(b)参照）
- (c) 「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定（IFRS S2 号 B39 項参照）
- (d) 特定の気候関連の産業横断的指標に関する情報の提供（IFRS S2 号第 30 項参照）

BC48 「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業が「SASB スタンダード」を参照して開示を行う場合、当該概念は関連性がある場合に適用されることになる。例えば、企業のバリュー・チェーンに関連する判断を行う際、企業は、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を使用することになる。その他の状況においては、当該概念は「SASB スタンダード」に関連して適用されることはない。

「SASB スタンダード」の開発

BC49 本公開草案は、優先順位が高い 3 つの「SASB スタンダード」に現在含まれているすべての内容の根拠を詳述するのではなく、主に、これらの「SASB スタンダード」に対する修正案の ISSB の根拠に焦点を当てている。開示トピック及び関連指標に関する根拠を含めて「SASB スタンダード」がどのように開発されてきたのかについて、2013 年の開始以来のより深い理解に関心がある利害関係者は、SASB の基準設定アーカイブで情報を探ることができる。ISSB は、このプロジェクトの一環として、優先順位が高い「SASB スタンダード」のすべての側面を検討し協議しているが、一方で、本公開草案の提案が焦点を当てているのは、リサーチ及び当初のアウトリーチによって、産業の状況、サステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響の証拠、並びに現行の「SASB スタンダード」の公表時からの投資者の関心の変化が示唆されている、開示トピック及び指標である。

BC50 本公開草案に関連性がある SASB の基準設定アーカイブの具体的な文書には、次のものが含まれる。

- (a) 産業に関するリサーチの概要。次のそれぞれの「SASB スタンダード」の暫定版（2013 年から 2016 年にかけて順次公表された。）に付属し、開示トピック及び関連指標を含めることを裏付ける証拠の要約を提供する。
 - (i) 「農産物」
 - (ii) 「食肉、家禽及び乳製品」
 - (iii) 「電気事業者及び発電事業者」
- (b) それぞれの「SASB スタンダード」の暫定版を開発するためのデュー・プロセス文書（産業ワーキンググループの参加者リスト、意見募集及びコメント・レターに対する回答を含む。）
- (c) 暫定版の修正案に関する、SASB スタンダード審議会に提出されたコメント・レターの要約
- (d) 2018 年に成文化された次のそれぞれの「SASB スタンダード」に付属する結論の根拠
 - (i) 「農産物」
 - (ii) 「食肉、家禽及び乳製品」
 - (iii) 「電気事業者及び発電事業者」

「SASBスタンダード」に対する修正案

「農産物」の「SASBスタンダード」に対する修正案

産業の構成

- BC51 現在 SICS に分類される「農産物」産業は、野菜、果物及びその他の農産物を加工し取引し流通させ、加工及び製粉などのその他の付加価値がある活動を行う企業に焦点を当てている。「農産物」の「SASBスタンダード」には、企業が農場から製品を調達することにより生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示が含まれる。
- BC52 当該産業の範囲には直接農場事業が含まれていないため、「農産物」の「SASBスタンダード」には直接農場活動に関連する開示トピック又は指標は含まれていない。利害関係者は、ISSB に対して、現在の産業の範囲は主に先進国における企業の事業を反映しており、当該産業の一部の企業、特に新興市場及び開発途上国における企業は農場を直接に所有又は運営しているというフィードバックを提供した。これらの直接農場事業の範囲は、作物及び地域により異なる。したがって、直接農場事業を行う企業は、自らの事業及びサプライヤーとの対話及びパートナーシップを通じて、森林破壊に伴うリスクなど、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理している。
- BC53 修正案は、当該産業の一部の企業が直接農場事業を行っていることを明示的に認識するため、SICS に分類される産業の範囲を拡大し、産業の説明を修正した。この修正案は、投資者に対する関連性がある情報の提供を支援するために、直接農場事業を行う企業に関連性がある開示トピックを含めることを意図している。BC57 項から BC61 項で示したとおり、本修正案は、「農産物」の「SASBスタンダード」の内容、及び「SASBスタンダード」における開示トピック及び指標の構成方法に影響を与える²²。
- BC54 これらの修正案を作成するにあたり、ISSB は、「農産物」の「SASBスタンダード」とは別に、農場事業のための新しい SICS 産業及び対応する「SASBスタンダード」を作成することを検討した。新興市場及び発展途上国における利害関係者は、現在の産業の説明に記述されている中核となる活動に加えて、当該産業の一部の企業が直接農場事業を行っていることを認識するために、産業の範囲を拡大することを支持した。リサーチ及び利害関係者からのフィードバックでは、農場を運営するのみである上場企業は少数であり、これらの活動は一般に小規模農場団体又は資本市場に直接参加していない他の現地の企業によって行われているため、サステナビリティ関連財務情報を直接報告する可能性は低いことが示唆された。このため、ISSB は、農場事業のための新しい SICS 産業及びそれに対応する「SASBスタンダード」を作成する代わりに、当該産業の範囲を拡大することを決定した。
- BC55 産業の説明の修正案は、SICS に分類される「農産物」産業の範囲を「食肉、家禽及び乳製品」産業の範囲と整合させるものであり、当該産業の企業が、事業を営む地域及び生産する畜産物の種類に応じて、多様な程度で垂直統合されていることを認識している。

産業の説明における家畜飼料の参照

- BC56 作成者は ISSB に対して、産業の説明に家畜飼料を含めることは有用ではないと述べた。この活動は「食肉、家禽及び乳製品」の産業の説明でも言及されており、家畜飼料を製造するすべての企業が、両方の「SASBスタンダード」のすべてのトピック及び指標を参照し、その適用可能性を考慮すべきであることを潜在的に示唆している可能性があるためである。「食肉、家禽及び乳製品」産業の多くの企業は、飼育する家畜の飼料を製造しており、これに関連するリスク及び機会は「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」の範囲に含まれている。

²² ISSBは、「農産物」の「SASBスタンダード」の暫定版には、「農場」事業と言われるものが産業の範囲に含まれていたことに留意する。しかし、2017年から2018年の成文化プロセスの間に、これらの企業の売上高のうち直接農場事業から派生したものはごく少数の割合であることが判明したとの米国市場の大手企業からのフィードバック及び分析に基づき、「農場」事業及び関連指標への言及を削除するために「SASBスタンダード」が修正された。

したがって、ISSB は、「農産物」の「SASB スタンダード」における産業の説明から「家畜飼料」を削除することを提案している。家畜飼料を生産する企業は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」と比較して、「農産物」の「SASB スタンダード」の方がより正確に自身のビジネス・モデルを反映していると判断した場合には、引き続き「農産物」の「SASB スタンダード」を参照し考慮することができる。

直接農場事業及びサプライ・チェーン開示のアプローチ

- BC57 当該産業の範囲を拡大する提案（BC51 項から BC55 項参照）により、修正案には、直接農場事業から生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する新しい開示要求が含まれている。修正案を作成するにあたり、ISSB は、「農産物」の「SASB スタンダード」におけるこれらの開示要求を構成するために次の2つの選択肢を検討した。
- (a) （企業のサプライヤーとの関係に関する開示要求に加えて）生態系へのインパクトや労働条件などのトピックに関する直接農場事業から生じるリスク及び機会に焦点を当てた新しい開示トピック及び関連指標を追加する。
- (b) 生態系へのインパクトや労働条件などのトピックに伴うリスク及び機会の開示について、直接農場事業及び企業のサプライヤーとの関係に伴うリスク及び機会を結合した開示トピックに含めることで、統合したアプローチを採る。
- BC58 ISSB は、これらの選択肢を選択することは、関連情報をどのように開示すべきかについての判断を行うことには該当しないとの見解を示している。これはむしろ、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する情報を作成者が識別するのに最も役立つように、「SASB スタンダード」の開示をどのように構成するのかについての選択である。
- BC59 ISSB は、BC57 項(a)に記述された選択肢を追求し、新しい開示トピックのトピックサマリーにおいて、当該トピックが直接農場事業にのみ適用されることを明示することを決定した。修正案では、「土地利用及び生態系へのインパクト」及び「労働条件」の2つの新しい開示トピック及び関連指標を追加する（詳細は、それぞれ BC77 項から BC83 項及び BC87 項から BC91 項参照）。
- BC60 BC57 項(a)に記述された選択肢は、直接農場事業を行わない企業（数及び時価総額に基づく当該産業の大多数の企業）が、新しいトピックをより容易に参照し、その適用可能性を考慮することができるように、適用を簡素化する。一方、BC57 項(b)の記述のようなアプローチでは、企業はそれぞれの指標（又はサブ指標）を参照し、その適用可能性を考慮する必要があり、直接農場事業を行わない作成者にとって、開示の作成がより負担の大きいものになることになる。
- BC61 ISSB はまた、サステナビリティ関連のリスク及び機会の性質は、バリュー・チェーンのどの段階で生じるか、また、企業のサプライヤーに対する管理レベルによって、異なる可能性があるため、「SASB スタンダード」では全般的にサプライ・チェーン関連の開示を別個の開示トピックとして表示する構造が推奨されると考えた。このため、サプライ・チェーンにおいて生じるリスク及び機会を管理するための戦略は、通常、リスク又は機会を直接管理する場合に企業が用いる戦略とは異なる²³。

活動指標の修正

- BC62 修正案により次のようになる。
- (a) 活動指標 FB-AG-000.A「主要作物別生産量」を次のように改訂する。

²³ このアプローチには例外がある。例えば、関連する情報が同一である場合、または、企業がサプライヤーの活動により大きな支配力又は影響力を有する場合である。例えば、「農産物」の「SASBスタンダード」における「食品の安全性」の開示トピックには、企業が直接実施する活動に関する情報を要請する指標及びサプライヤーとの関係に関連する側面に関する指標が含まれる。

- (i) 「農産物」及び「優先製品」という用語を使用し、「農産物」の「SASBスタンダード」におけるその他の修正案で導入された用語と整合させる。
 - (ii) 企業のビジネス・モデル並びに直接農場事業及び調達実務に関連するその他の指標の適切な文脈をより良く利用者が理解できる情報を提供するために、直接農場事業からの生産と第三者から調達した生産を分解させる。
- (b) 活動指標 FB-AG-000.C「現在生産中の土地総面積」を削除する。これは、提案された新しい指標 FB-AG-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」における情報と重複するためである。
- (c) 活動指標 FB-AG-000.D「外部から調達した農産物のコスト」を削除する。これは、FB-AG-000.F「(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間」に対する修正案と重複するためであり、企業の直接農場事業からの生産に関する情報と組み合わせた場合に、企業の事業活動のより統合的で比較可能な概観を提供することを意図している。
- (d) 活動指標 FB-AG-000.E「(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数」及び FB-AG-000.F「(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間」を追加する。これは、「労働力(workforce)の健康及び安全」の指標 FB-AG-320a.1「(a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡率の数及び(2)総記録災害度数率」の提案により開示の必要がある情報を規格化し比較可能性を向上させるものである。この修正案は、2025年7月公開草案における提案と整合している。

温室効果ガス排出

- BC63 「温室効果ガス排出」の開示トピックでは、中核となる農業活動から発生する排出により生じるリスク及び機会についての情報を提供する。排出関連の規制、市場の期待及び取引要件の進展の変化につれて、企業は、事業コストの増加や市場アクセスの制限に直面する可能性がある。
- BC64 「温室効果ガス排出」のトピックサマリーの修正案は、土壌管理実務及び土地利用の変化など、直接農場事業に伴う温室効果ガス排出の潜在的な発生源に関する文言を追加するものである。
- BC65 指標 FB-AG-110a.1「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」及び FB-AG-110a.2「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」の修正案は、これらの指標を2025年7月公開草案の同様の指標に対する修正案と整合させるものである。修正案は、IFRS S2号との不必要な重複を避けることを意図している。これらの変更に関する ISSB の根拠については、2025年7月結論の根拠 BC55項から BC57項を参照のこと。
- BC66 指標 FB-AG-110a.3「フリートの燃料消費量、再生可能燃料の割合」の修正案により次のようになる。
- (a) 修正案における再生可能燃料の定義を、2025年7月公開草案における同様の指標 EM-IS-130a.1「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」(2025年7月結論の根拠 BC65項から BC68項参照)並びに EM-SV-110a.1「燃料の総消費量、再生可能燃料の割合、(1)路上移動用機器及び車両並びに(2)オフロード機器の使用割合」(2025年7月結論の根拠 BC130項(d)参照)と整合させる。
 - (b) サブ指標の消費された再生可能燃料の測定単位を割合から絶対数に変更する。
- BC67 修正案は、企業のフリート車両によって消費された燃料に関する当該指標の産業固有の焦点を変更するものではない。この指標の目的は、どのように企業の燃料使用が直接排出の一因となるかについての洞察を利用者に提供することである。特にフリート燃料の使用は、そのような企業の「スコープ 1」の温室効果ガス排出のかなりの割合を占めることが多いため、この情報により、企業がどのようにエネルギー効率を管理し気候関連の移行リスクに対応しているかについて、利用者が理解することを可能にする。

エネルギー管理

- BC68 「エネルギー管理」の開示トピックは、購入電力、オンサイトで生成されたエネルギー及び代替エネルギーの企業による使用が、企業のエネルギー供給の長期的なコスト及び信頼性並びに直接的及び間接的排出による規制リスクの程度にどのように影響を与えるかについての情報を提供する。
- BC69 指標 FB-AG-130a.1 「(1)事業によるエネルギー消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標 (FB-PF-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」) に対する修正案 (2025 年 7 月結論の根拠 BC65 項から BC68 項参照) と整合させるものである。現在の指標では、フリート燃料消費量は計算から除外されている。これは、当該情報が指標 FB-AG-110a.3 を通じて別個に提供されているためである。修正案は、指標 FB-AG-130a.1 により提供される情報が他の「SASB スタンダード」における同様の指標とより容易に比較できるように、フリート燃料消費量のこの除外を削除するものである。

水管理

- BC70 「水管理」の開示トピックは、水関連のリスク及び機会の管理における企業のパフォーマンスについての情報を提供する。水は作物の生産に不可欠なインプットであり、水の利用可能性は収穫高と事業の継続性に直接影響を与える。
- BC71 指標 FB-AG-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標の修正案 (2025 年 7 月結論の根拠 BC69 項から BC72 項参照) と整合させるものである。修正案には、FB-AG-140a.3 「水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数」を削除し、当該指標を指標 FB-AG-140a.4 「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」に置き換えることが含まれている。

食品ロス及び食品廃棄物

- BC72 修正案は、ISSB のリサーチ並びに利用者及び作成者からの当初のフィードバックに基づき、「農産物」の「SASB スタンダード」に新しい開示トピック「食品ロス及び食品廃棄物」及び 2 つの関連指標を追加するものである。提案された新しいトピック及び指標は、どのように企業が食品ロス及び食品廃棄物に伴うリスク及び機会にアプローチしているかについての定量的及び定性的情報を捉えることを意図している。
- BC73 リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、食品ロス及び食品廃棄物の管理が、事業効率を改善し、コストを削減し、新しい収益源を創出し、企業の評判にプラスの効果をもたらすことによって企業のブランド価値を高めることができることが示唆されている。具体的には、ISSB に作成者及び利用者からは次のような意見が寄せられた。
- (a) 主要な生産における食品ロスは、回避可能な事業コスト及び収穫高へのネガティブな影響を表す。
 - (b) 食品ロスを減らすことは、利益率を改善させ、供給の信頼性を向上させる可能性がある。
 - (c) 食品ロスと食品廃棄物をより価値の高い目的に転用することは、処分コストを削減し循環経済又は付加価値収益モデルを支える可能性がある。
 - (d) 食品ロス及び食品廃棄物に関連する規制は、企業に潜在的な規制リスクをもたらす。
- BC74 修正案は次の新しい指標を追加する。
- (a) FB-AG-150a.1 「(1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量」
 - (b) FB-AG-150a.2 「バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述」

- BC75 これらの新しい指標を開発するにあたり、ISSBは、食品ロス及び食品廃棄物を測定する際に企業が直面する課題を検討した。リサーチでは、食品ロス及び食品廃棄物の定義が法域にわたりさまざまであることも示されている。ISSBは、世界中で広く用いられているとリサーチが示した、国連食糧農業機関（FAO）が開発した食品ロスの定義を参照することを提案している。
- BC76 ISSBはまた、バリュー・チェーンにおける食品ロス及び食品廃棄物に関する情報をどの程度含めるべきかを検討した。食品ロス及び食品廃棄物は、食品のバリュー・チェーンの複数の段階で発生しており、当該産業の企業のビジネス・パートナーに対する可視化及び管理にはさまざまなレベルがある。これらの制約及び計算方法に関連する差異を踏まえ、ISSBは、企業の直接事業における食料ロスに焦点を当てた定量的指標を提案している。ISSBはまた、バリュー・チェーンにおける活動を対象範囲に含めた補足的な記述的指標を提案している。これは、パフォーマンスが農家及び物流提供者との連携に依存している場合を含め、バリュー・チェーンにおける企業の戦略及び行動についての情報を提供するためである。

土地利用及び生態系へのインパクト

- BC77 修正案は、「農産物」の「SASBスタンダード」に、新しい開示トピック「土地利用及び生態系へのインパクト」及び6つの関連指標を追加している。修正案は、SICSにおいて分類される当該産業の範囲を拡大し、産業の説明を当該産業の一部の企業が直接農場事業に従事していることを明示的に認識するように拡大するものである（BC57項からBC61項参照）。リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、この開示トピックが当該産業の企業（特に、直接農場事業を有する企業）に関連性があることが示唆されている。
- BC78 提案された新しいトピックサマリーでは、企業の土地利用の実務並びに天然資源及び生態系サービスへの結果的なインパクトが、作物の収穫高、土地の評価及び事業コストにどのように影響を与え、規制及び評判への影響につながる可能性があるかを説明している。
- BC79 修正案により次のようになる。
- (a) 企業の土地及び生態系への依存からのリスク・エクスポージャーを捉えるために、指標 FB-AG-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」及び指標 FB-AG-160a.2「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」を追加する。これらの指標はまた、企業の活動からの有害なインパクトの可能性、関連する物理的リスク並びにレピュテーション・リスク及び規制リスクがある環境に敏感な場所又はその周辺の事業からのリスク・エクスポージャーを捉える。当該指標は、2025年7月公開草案における土地利用及び生態系へのインパクトに関する同様の指標と整合している。
 - (b) 指標 FB-AG-160a.3「持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積」を追加する。これは、収穫高及び売上高の改善の支援が可能な革新的な実務、技術及び頑健な管理システムを企業が使用することに伴う機会について、産業固有の情報を捉えることを意図している。
 - (c) 指標 FB-AG-160a.5「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」を追加し、企業の事業に不可欠な製品に影響を与え得る生態系への圧力及び気候変動による物理的リスクのエクスポージャーを捉える。
 - (d) 指標 FB-AG-160a.4「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」及び FB-AG-160a.6「直接農場事業において環境資源を管理し、持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」を追加し、リスク・エクスポージャーを管理し機会を捉えるための企業の戦略及び活動を捉える。これらの指標は、2025年7月公開草案における同様の提案に基づいている（これらの提案に関するISSBの根拠については、2025年7月結論の根拠 BC155項参照）。

- BC80 また、これらの指標は、直接農場事業における土地利用及び生態系へのインパクトから生じる企業のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスについての情報を提供することを意図しており、これには、ISSB のリサーチ及び対話によって示される、「農産物」産業の企業に関連し得る森林破壊に関連する目標（targets）に向けた進捗が含まれる。これらの指標はともに、直接農場事業、企業の財務業績に与える潜在的な影響、並びに企業がこれらのリスクを緩和するために用いる戦略及び実務に関連する、土地利用及び生態系へのインパクトから生じる、企業の潜在的なエクスポージャーを強調している。
- BC81 この開示トピックは、自然関連のリスク及び機会に関する情報を捉えている。提案された指標 FB-AG-160a.1、FB-AG-160a.2 及び FB-AG-160a.3 はすべて、TNFD 提言並びに食料及び農業セクターのガイダンスから採用されている。ISSB は、「SASB スタンダード」で用いられる用語及び参照を更新し、利用者の情報ニーズを満たすために、関連性がある場合には、自然関連情報に関する TNFD 提言を反映させるべきであるという当初のフィードバックに応じて、TNFD 提言及びセクターのガイダンスを利用している。
- BC82 提案された指標 FB-AG-160a.4、FB-AG-160a.5 及び FB-AG-160a.6 はすべて、「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて、同様の対応する指標を有する。しかし、これらはそれぞれ、調達した製品及びサプライ・チェーン管理の実務に焦点を当てており、ISSB が「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」のトピックで削除を提案した指標に対応している。
- BC83 提案された指標 FB-AG-160a.5 は、2025 年 7 月公開草案における同様の提案された指標 FB-PF-430b.2 「サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品」とは異なる用語を使用している。ただし、FB-AG-160a.5 は「自然及び気候に関連する物理的リスク」に敏感な製品に関する情報の開示を要請しているのに対して、FB-PF-430b.2 は「環境リスク」に敏感な製品に関する情報の開示を要請している。「農産物」の「SASB スタンダード」で用いられる文言は、当該指標の意図を変更することなく、企業が開示しなければならない情報の種類をより良く反映することを意図している。

食品の安全性

- BC84 「食品の安全性」の開示トピックは、汚染リスクの管理及び製品品質の維持における企業のパフォーマンスについての情報を提供する。農産物は、生の状態で直接消費されたり、幅広い加工食品の原材料として用いられったりするため、「食品の安全性」は当該産業の基本的な側面であり、これらの製品の安全性及び完全性は企業の見通しに不可欠である。
- BC85 修正案により次のようになる。
- (a) 指標 FB-AG-250a.1 「『世界食品安全イニシアチブ』（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率」を削除する。
 - (b) 指標 FB-AG-250a.3 「(1)公表されたリコールの数及び(2)リコールされた食品製品の総量」を修正する。
 - (c) 新しい指標 FB-AG-250a.4 「(1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」及び FB-AG-250a.5 「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。
- BC86 これらの修正案は、2025 年 7 月公開草案における「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC135 項から BC137 項参照）と整合しており、産業間の差異を考慮して調整されている。具体的には、提案された指標 FB-AG-250a.4 は、国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量を自社の事業と「仲介者」との間で分解することを要求しているのに対して、提案された指標 FB-PF-250a.5 「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」は、2025 年 7 月公開草案において、自社の事業と「コパッキング事業」との間で分解することが要請されている。

労働条件

- BC87 「農産物」の「SASB スタンダード」には、サプライ・チェーンにおける強制労働及び児童労働に伴うリスクに関する開示が含まれているものの、企業の直接事業に関する同様の開示は含まれていない。BC57 項から BC61 項に記述されたアプローチと整合的に、修正案は、直接事業から生じる強制労働及び児童労働に伴うリスク及び機会に関する新しい「労働条件」の開示トピック及び関連指標を追加している。
- BC88 利用者は ISSB に対して、労働条件を管理するためには、企業のプロセス、統制及び手続に関する情報が必要であると述べた。農業労働者は、自身の仕事がインフォーマルであり季節性があり不安定であることによって特徴付けられているため、労働権の侵害、特に強制労働の高いリスクに直面している。農業はまた、世界的に見て、児童労働者の大きな割合を占めている²⁴。リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、強制労働及び児童労働が規制リスク、レピュテーション・リスク及び輸入禁止につながる可能性があることが示されている。
- BC89 修正案は、新しい指標 FB-AG-310a.1「直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。これは、企業がどのように（例えば、人権デュー・デリジェンスを通じて）労働条件をモニタリングし管理するかについての記述的な情報を提供することを意図している。この指標はまた、強制労働又は児童労働のリスクが高い特定の農産物に関する情報だけでなく、そのメカニズムがどのように場所や農産物によって変化するかを開示することを要求している。これは、適切な統制を形成するにあたって、これらの要因が重要であるとの利害関係者からのフィードバックに定めるものである。
- BC90 「労働条件」の開示トピック及び関連指標の追加の提案は、人権デュー・デリジェンスのプロセス及び国際的に認知された用語及び定義の使用に関する知見を含め、人的資本に関する ISSB のリサーチ・プロジェクトにより情報がもたらされている²⁵。
- BC91 提案された指標 FB-AG-310a.1には、「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおける対応する指標 FB-AG-430d.1「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」がある。これは、調達した製品及びサプライ・チェーン管理の実務に焦点を当てている。

労働力（workforce）の健康及び安全

- BC92 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックでは、生産性の低下、法的責任、規制上の罰金、レピュテーション・リスクなど、職場での事案が企業の見通しに与える潜在的な影響についての情報を提供する。
- BC93 指標 FB-AG-320a.1「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC91 項から BC95 項参照）と整合されるものである。

GMO管理

- BC94 「農産物」の「SASB スタンダード」には、遺伝子組換え生物（GMO）の企業の使用又は培養から生じるリスク及び機会に関連する開示トピック及び関連指標が含まれている。2010 年代に「農産物」の「SASB スタンダード」が開発された際は、GMO は世界中で、公開討論及び規

²⁴ 国際労働機関及び国際連合児童基金「児童労働：2024年の世界推計、傾向及び今後の道筋」（2025年）

²⁵ 強制労働及び児童労働の定義についての提案は、企業が統合的で比較可能な情報を提供することを支援するため、国際労働機関（ILO）条約（「ILO強制労働条約」（第29号）（1930年）及び「ILO最低年齢条約」（第138号）（1973年））と整合している。

制活動の主要な焦点となっていたが²⁶、リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、GMO 関連の開示に対する利用者の関心がその後低下したことが示唆されている。利用者及び作成者は、ISSB に対して、GMO 規制は近年安定しており世界で十分に確立されているため、GMO 管理は市場細分化の比較的単純な問題となっているとの見解を述べた。ISSB は、消費者のより中立的な態度及び規制の安定によって、GMO 関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える潜在的な影響は低減していると考えられるとの見解を示している。

- BC95 修正案では、「GMO 管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を削除する。これらの修正は、ISSB が GMO に関連する指標を削除することを提案した、2025 年 7 月公開草案における「加工食品」の「SASB スタンダード」に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC140 項から BC141 項参照）と整合している。

サプライ・チェーンにおけるリスク及び機会に関連する開示トピックの整理

- BC96 「農産物」の「SASB スタンダード」には、サプライ・チェーン及び調達実務に伴うリスク及び機会に関する次の 2 つの開示トピックが含まれている。

- (a) 「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」。これには、サプライヤー企業とのスクリーニング、モニタリング及び対話から生じるリスク及び機会に関する開示が含まれる。
- (b) 「原材料の調達」。これには、コモディティ及び原材料の調達の課題から生じるリスクに関する開示が含まれる。

- BC97 修正案は、これらの開示トピックを次の 2 つの新しい開示トピックに置き換える。

- (a) 「環境サプライ・チェーン管理」。これは、企業が農産物を調達する際に、自然及び気候関連の影響及び依存関係から生じるリスク及び機会をどのように管理しているかについての情報を提供することを、企業に要求するものである。
- (b) 「社会サプライ・チェーン管理」。これは、企業が、労働慣行、人権、倫理、腐敗及び先住民を含む地域社会へのインパクトなどの社会的トピックについて、どのようにサプライヤーとスクリーニングしモニタリングし対話しているかについての情報を提供することを企業に要求するものである。

- BC98 これらの提案は、2025 年 7 月公開草案における「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC148 項から BC152 項参照）と整合している。「農産物」の「SASB スタンダード」に対する修正案は、現在の「SASB スタンダード」と同じ基礎となるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を企業が提供することを支援することを意図している。ただし、本修正案は、「SASB スタンダード」により要求される情報に重大な（significant）変更をもたらすことになる。

サプライ・チェーン管理

- BC99 2025 年 7 月結論の根拠 BC149 項に記述されている「加工食品」の「SASB スタンダード」に対するフィードバックと同様に、利害関係者は、BC96 項で示した「農産物」の「SASB スタンダード」におけるサプライ・チェーンのトピックを区分することについて混乱を示した。

- BC100 2025 年 7 月公開草案における「加工食品」の「SASB スタンダード」に対する修正案と総合的に、本修正案では、現在の開示トピックを 2 つの新しい開示トピックに置き換える。具体的には、修正案により次のようになる。

- (a) 新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピック及び次の 3 つの関連指標を追加する。

²⁶ SASB スタンダード・ボード「結論の根拠：農産物」（2018年10月）は <https://d3flraxduht3gu.cloudfront.net/archives/agricultural-products-bfc.pdf> の SASB の基準設定アーカイブで利用可能である。

- (i) **FB-AG-430c.1** 「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - (ii) **FB-AG-430c.2** 「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物」
 - (iii) **FB-AG-430c.3** 「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」
- (b) 新しい「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピック及び次の 3 つの関連指標を追加する。
- (i) **FB-AG-430d.1** 「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
 - (ii) **FB-AG-430d.2** 「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合」
 - (iii) **FB-AG-430.d.3** 「過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」

BC101 これらの提案された新しい指標は、サプライ・チェーンにおける環境的及び社会的側面に関連するリスク及び機会について、意思決定に有用な情報を捉えることを意図している。新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックに伴い提案された指標は、提案された新しい「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック（**BC77** 項から **BC83** 項参照）の指標と同様であるが、企業のサプライヤーとの関係に焦点を当てている。例えば、修正案では、「生産された農産物」に代わり「調達された農産物」の用語を使用する。

BC102 「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックに関する提案された新しい指標は、2025 年 7 月公開草案（2025 年 7 月結論の根拠 **BC157** 項から **BC160** 項参照）と整合している。

「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案

産業の構成及び説明

- BC103 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」の修正案は、事業活動の範囲を明確化するために産業の説明を更新している。

活動指標の修正

- BC104 修正案により次のようになる。
- (a) 活動指標 FB-MP-000.B 「カテゴリー別の動物性タンパク質生産、外部委託の割合」を改訂し、他の修正案で導入された用語と整合させる。
 - (b) 活動指標 FB-MP-000.C 「(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数」及びFB-MP-000.D 「(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間」を追加し、「労働力 (workforce) の健康及び安全」の指標 FB-MP-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」により開示する必要がある情報を標準化する。
- BC105 これらの修正は、2025年7月公開草案の提案と整合している。

農業及び漁業の活動

- BC106 本公開草案を開発する際、一部の利害関係者は、SICS に養殖業及び漁業活動が欠如していることの懸念を示し、このような活動が「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」の産業の説明に含まれる可能性があるか又は含まれるべきかを尋ねた。魚介類の生産は動物性タンパク質の生産の一形態であるものの、ISSB のリサーチでは、養殖及び漁業に伴う事業活動及び関連するリスク及び機会が、家禽及び豚肉のような当該「SASB スタンダード」に含まれる他の種類の動物性製品とは著しく異なることが示唆されている。
- BC107 したがって、ISSB は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」の範囲を拡大することは、現時点では SICS 及び「SASB スタンダード」における養殖業及び漁業の欠如を解決するための最善の解決策ではないと判断した。その代わりに、ISSB は、この論点は別個の「SASB スタンダード」を開発することで解決できると考えられるとの見解を示している。直接的な養殖及び漁業活動を網羅する SICS の産業分類のニーズ、したがって、関連性がある新しい「SASB スタンダード」について、作業の将来のフェーズにおいて、SICS 及び「SASB スタンダード」の他の潜在的な向上と共に考慮されるべきである。

温室効果ガス排出

- BC108 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」には、温室効果ガス排出に関する開示トピック及び2つの関連指標が含まれている。修正案により次のようになる。
- (a) 指標 FB-MP-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」及び FB-MP-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」を改訂し、IFRS S2 号との不必要な重複を避けることを目的とした 2025年7月公開草案の同様の指標に対する修正案 (2025年7月結論の根拠 BC55 項から BC57 項参照) と整合させる。
 - (b) 指標 FB-MP-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」に、利用者の要望に応じて、メタン排出が「スコープ 1」の温室効果ガス排出に占める割合に関する新しいサブ指標を追加する。これは、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完するために、特定の分解形式を識別する「SASB スタンダード」の例である。ISSB のリサーチによると、産業からの排出の大部分は、腸内発酵中のメタンの放出を通じた畜産及び肥料管理に起因する。これ

らの活動は、世界のメタン排出のかなりの部分を占めている²⁷。当初のフィードバック及び裏付けとなるリサーチでは、気候緩和政策の拡大が、当該産業の企業に対してコンプライアンス・コストの上昇などにより追加的な規制リスクを生み出していることが示唆されている。したがって、新しい指標は、関連する移行リスクの企業の管理に関する情報を利用者に提供することを意図している。

エネルギー管理

- BC109 「エネルギー管理」の開示トピックは、エネルギー・コストの変動、規制の進化及びエネルギー効率に関して企業が行う戦略的選択から生じる企業の見通しへの潜在的な影響についての情報を提供する。効率的なエネルギー管理は、企業が事業コストを削減し、エネルギー供給の信頼性を改善するのに役立つことができる。
- BC110 指標 FB-MP-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC65 項から BC68 項参照）と整合させるものである。

水管理

- BC111 「水管理」の開示トピック及び関連指標は、企業が、どのように水の使用から生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会を管理しているかについて利用者が理解するのに役立つことを意図している。家畜の飼育、屠殺及び食肉加工には多量の水が必要であり、大量の排水が発生する。
- BC112 指標 FB-MP-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC69 項から BC72 項参照）と整合させるものである。修正案には、指標 FB-MP-140a.3 「水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数」の削除及び当該指標の指標 FB-MP-140a.4 「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」への置換えが含まれる。

土地利用及び生態系へのインパクト

- BC113 「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピックでは、生態系への圧力、土地利用の変化並びに養分管理から生じるリスク及び機会を企業がどのように管理しているかについての情報を提供している。これらの要素は、企業の生産効率及び事業コストに影響を与える可能性がある。
- BC114 修正案により次のようになる。
- (a) 指標 FB-MP-160a.1 「発生した動物の排泄物及び堆肥の量、養分管理計画により管理した割合」及び FB-MP160a.2 「保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合」を削除する（BC116 項から BC117 項参照）。
 - (b) 指標 FB-MP-160a.3 「集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産」を改訂し、この情報を割合として提供することを好む利用者からのフィードバックに応え、測定単位をメートル・トンの絶対数から割合に変更する。この修正は、指標 FB-MP-160a.3 を FB-MP-160a.4 に変更することも提案されている。
 - (c) 次の新しい指標を追加する。
 - (i) FB-MP160a.5 「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」

²⁷ 国際連合食糧農業機関「家畜及び稲作システムにおけるメタン排出：発生源、定量化、緩和及び指標」（2023年）
<https://doi.org/10.4060/cc7607en>

- (ii) FB-MP-160a.6 「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
- (iii) FB-MP-160a.7 「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
- (iv) FB-MP-160a.8 「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」
- (v) FB-MP-160a.9 「文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合」

- BC115 提案された指標は、ISSB のリサーチ及び当初のフィードバックが「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業の見通しに関連性がある可能性があるとする、土地利用及び畜産による生態系へのインパクトから生じるリスク及び機会に対する企業の管理についての情報を提供するものである。提案された新しい指標 FB-MP-160a.5、FB-MP-160a.6、FB-MP-160a.7 及び FB-MP-160a.8 は、BC79 項から BC83 項に記述されている「農産物」の「SASB スタンダード」に対する修正案及び 2025 年 7 月公開草案における「加工食品」の「SASB スタンダード」において提案された新しい指標と整合している。
- BC116 利用者及び作成者からの当初のフィードバックでは、厩肥管理は土地利用の重要な側面であり、関連する実務が土壌の健康及び土地の生産性に影響を与える可能性があり、当該産業の企業にリスクをもたらす可能性があることが示唆された。しかし、作成者は ISSB に対して、指標 FB-MP-160a.1 「発生した動物の排泄物及び堆肥の量、養分管理計画により管理した割合」で要請された定量的情報を提供することは、コストがかかり困難であると述べた。提案された新しい指標 FB-MP-160a.9 「文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合」は、より実行可能で費用効果がある方法により、企業がどのように厩肥管理に関連するリスク及び機会を管理しているのかについての同様の情報を利用者に提供することを意図している。
- BC117 修正案は、指標 FB-MP-160a.2 「保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合」を削除する。作成者は、「保全計画」という用語は、法域にわたる明確で整合的な定義が欠けており、当該指標の設計は米国の規制上の枠組みと密接に関連しており、その国際的な適用可能性を制限していることに留意した。利用者はまた、森林破壊、養分管理計画、集中家畜飼養事業など、土地利用に関連するリスク及び機会の他の要素が、動物生産に伴う生態系へのインパクトをより効果的に捉えることができると示唆した。

食品の安全性

- BC118 「食品の安全性」の開示トピックは、汚染リスクの管理及び製品品質の維持における企業のパフォーマンスに関する情報を提供する。企業は、汚染の影響を受けやすく非常に腐敗しやすい製品を取り扱う。このような事象は、製品のリコール、規制当局の監視の厳格化又は市場の制約をもたらす可能性があり、企業の見通しに影響を与える可能性がある。
- BC119 修正案により次のようになる。
- (a) 指標 FB-MP-250a.1 「『世界食品安全イニシアチブ』（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率」及び FB-MP-250a.2 「『世界食品安全イニシアチブ』（GFSI）認定の食品安全認証プログラムに認証されたサプライヤー施設の割合」を削除する。
 - (b) 指標 FB-MP-250a.3 「(1)公表されたリコールの数及び(2)リコールされた製品の総重量」及び FB-MP-250a.4 「企業の製品の輸入を禁止している市場についての説明」を改訂する。
 - (c) 新しい指標 FB-MP-250a.5 「(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」及び FB-MP-250a.6 「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。

BC120 これらの修正案は、2025年7月公開草案における「加工食品」の「SASBスタンダード」の修正案（2025年7月結論の根拠 BC135 項から BC137 項参照）と整合している。

動物生産における抗生物質の使用

BC121 「動物生産における抗生物質の使用」の開示トピックは、企業がどのように抗菌薬に寄与する可能性がある医学的に重要な（important）抗生物質の使用に対処しているかについての情報を提供する。この文脈における抗生物質の使用は、消費者の需要に影響を与える規制リスク及びレピュテーション・リスクをもたらす可能性がある。当該指標は、企業が自身のバリュー・チェーン内で抗生物質投与をどの程度管理しているか、また、規制上の要求事項の遵守を裏付ける手続及び統制を実施しているかどうかを利用者が理解するのに役立つ。

BC122 修正案により次のようになる。

- (a) トピックサマリーを明確化するために軽微な修正を行う。
- (b) 指標 FB-MP-260a.1 「動物の種類ごとの(1)医学的に重要な（important）抗生物質及び(2)医学的に重要（important）ではない抗生物質を受けた動物生産の割合」の測定単位が生体重であることを特定し、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における他の指標と整合させる。
- (c) 指標 FB-MP-260a.1 に、バリュー・チェーン全体を通じて企業が抗生物質の使用について実施しているプロセス、統制及び手続に関する記述的な開示要求を追加する。これは、当該指標に既に含まれている定量的情報を補完することを意図している。

BC123 BC126 項から BC130 項で示されたとおり、修正案は、現在の「動物の飼育及び福祉」の開示トピックの範囲を拡大し、動物の健康とバイオセキュリティの側面を含める。動物の健康管理に関連する戦略には、抗生物質の投与が含まれる。そこで ISSB は、「動物生産における抗生物質の使用」の開示トピックを「動物の飼育及び福祉」の開示トピックと結合させるべきかどうかを検討した。最終的に ISSB は、これらのトピックは引き続き別個のものであるべきと決定した。これは、「動物生産における抗生物質の使用」のトピックは、抗菌薬耐性の増加の影響を通じて、人間の健康における抗生物質投与の影響に関連するリスク及び機会に焦点を当てているのに対して、「動物の飼育及び福祉」の開示トピックは、動物の福祉に関連する企業の実務に関連するリスク及び機会に焦点を当てているためである。

労働力（workforce）の健康及び安全

BC124 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックでは、生産性の低下、法的責任、規制上の罰金及びレピュテーション・リスクを含む、職場での事案から生じる企業の見通しへの潜在的な影響についての情報を提供する。指標 FB-MP-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)死亡率」の修正案は、当該指標を2025年7月公開草案における同様の指標に対する修正案（2025年7月結論の根拠 BC91 項から BC95 項参照）と整合させるものである。

BC125 修正案は、指標 FB-MP-320a.2 「急性及び慢性の呼吸器の健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための取組み（efforts）の記述」を修正し、企業の財務業績に影響を与え得る呼吸器の健康状態以外のその他の種類の労働関連の健康状態を含める。リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、「食肉、家禽及び乳製品」産業の労働者は、急性及び慢性の呼吸器疾患だけでなく、筋骨格障害及び難聴に伴うリスクにさらされていることが示唆されている。

動物の健康及び福祉

BC126 「動物の健康及び福祉」の開示トピックでは、企業が、動物の供給不足、事業の中断、規制措置及び評判の低下による顧客契約の喪失などの、企業の見通しに影響を与え得る動物の福祉に関連するリスクをどのように管理しているかについての情報を提供する。

BC127 修正案は、次のとおりとする。

- (a) 開示トピックの名称を「動物の飼育及び福祉」から「動物の健康及び福祉」に変更し、バイオセキュリティ及び関連するリスク及び機会に関連する新しい指標を含めることを反映させる。
- (b) 次の指標を削除する。
 - (i) FB-MP-410a.1 「妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合」
 - (ii) FB-MP-410a.2 「ケージのない環境から生まれた殻付き卵の販売割合」
- (c) 指標 FB-MP-410a.3 「第三者の動物福祉基準の認証を受けた製品の割合」を修正する。
- (d) 次の指標を追加する。
 - (i) FB-MP-410a.4 「目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述」
 - (ii) FB-MP-410a.5 「疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述」

BC128 当初の利用者からのフィードバックでは、指標 FB-MP-410a.1 及び FB-MP-410a.2 への関心が限定的であることが示唆された。利用者は、これらの指標について、一部の特定の実務に企業がどのようにアプローチしているかを示唆することは可能であるが、関連する家畜種のサブセットのみを捉えるため、企業の動物福祉関連のリスク及び機会に対する全体的な財務的エクスポージャーに関する意思決定に有用な情報を総合的に提供してはいないことに留意した。したがって、修正案は、これら 2 つの指標を指標 FB-MP-410a.4 「目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述」に置き換える。これは、種と生産システムにわたる動物福祉管理と戦略に関する利用者の情報ニーズをより包括的に満たすことを意図している。

BC129 指標 FB-MP-410a.3 「第三者の動物福祉基準の認証を受けた製品の割合」の修正案により、次のようになる。

- (a) 測定単位を明確化し、異なるビジネス・モデルに対してどの重量を用いるかについて、より詳細を提供する。
- (b) 利害関係者からのフィードバックに基づき、参照された認証のリストを更新する（ただし、このリストは網羅的であることを意図したものではなく、ISSB による推奨とみなされるものでもない。）。
- (c) 企業が、自身の計算においてどの認証を用いているかを明確化することにより、利用者にとっての情報の意思決定有用性を改善させるために、家畜の種類及び認証の種類ごとに分解すべきであることを示す。

BC130 修正案は、指標 FB-MP-410a.5 「疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述」を追加し、企業の疾病管理実務に関する利用者の情報ニーズに対応する。利用者、作成者及びリサーチでは、疾患の発生が、事業への影響、売上の喪失及び供給の継続性において企業に重大な（significant）財務的影響を与える可能性があることが示唆されている。提案された指標は、法域の法律及び「国際獣疫事務局」のリストに従って、企業がどのようにバイオセキュリティ・リスク（届出疾患のモニタリングを含む。）を識別し管理しているかについての情報を提供し、報告期間中に生じた疫病の発生の財務的影響を記述することを企業に求める。

サプライ・チェーン管理

BC131 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンド」には、サプライ・チェーンの調達実務に伴うリスク及び機会に関連する次の 2 つの開示トピックが含まれている。

- (a) 「アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト」は、企業のサプライヤーの環境的及び社会的実務から生じるリスク及び機会についての情報を提供する。

(b) 「動物及び飼料の調達」は、気候変動や水不足などの、企業の家畜飼料調達に影響を与える場合があるリスクについての情報を提供する。

BC132 BC99 項から BC102 項に記述されている「農産物」の「SASB スタンダード」に対する修正案及び 2025 年 7 月公開草案の「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案と整合して、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案は、「アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト」の開示トピックを 2 つの新しい開示トピック及び関連指標に置き換える。具体的には、修正案により次のようになる。

(a) 新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピック及び次の 4 つの関連指標を追加する。

- (i) **FB-MP-430b.1** 「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
- (ii) **FB-MP-430b.2** 「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料」
- (iii) **FB-MP-430b.3** 「文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合」
- (iv) **FB-MP-430b.4** 「集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合」

(b) 新しい「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピック及び次の 3 つの関連指標を追加する。

- (i) **FB-MP-430c.1** 「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
- (ii) **FB-MP-430c.2** 「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合」
- (iii) **FB-MP-430c.3** 「過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」

BC133 これらの提案された新しい指標は、サプライ・チェーンにおける環境的及び社会的側面に関連するリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を捉えることを意図している。

BC134 新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックに伴い提案された指標は、BC113 項から BC117 項で説明した「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピックで提案される指標と同様であるが、その開示の範囲は、企業のサプライヤーとの関係に焦点を当てている。例えば、修正案では、「生産された家畜」に代わり「調達された家畜」の用語を使用する。BC40 項に記載のとおり、「環境サプライ・チェーン管理」の修正案には、森林破壊及び土壌管理を含む、企業の「スコープ 3」の排出に関連する側面が含まれている。

BC135 「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックに関連して提案された新しい指標は、「農産物」の「SASB スタンダード」及び 2025 年 7 月公開草案に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC157 項から BC160 項参照）と整合している。

製品イノベーション

BC136 修正案は、製品イノベーションに関連する機会に関する新しい開示トピック及び関連指標を追加する。このトピックでは、企業が、社会的及び環境的便益を有する製品を開発し販売するために、食品製品においてどのようにイノベーションを利用しているかについての情報を提供することになる。これは、2025 年 7 月公開草案において「加工食品」の「SASB スタンダード」への追加が提案されている新しいトピック（2025 年 7 月結論の根拠 BC144 項から BC147 項参照）と同様である。

BC137 リサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、多くの市場の消費者は、自身が食する食品の環境的及び社会的インパクトにこれまで以上に焦点を当てており、温室効果ガス排出及び動物福祉のような問題に関連する懸念によって食生活を変えていることが示唆されてい

る。近年、「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する多くの企業は、これらの市場セグメントへのアクセスを改善するために、より持続可能な製品を生産する資産を開発又は取得している。企業は、より資源集約型の生産に伴うリスクを緩和することも可能である。そのようなリスクには、資源不足、気候変動、価格変動、供給の中断及び消費者需要パターンの変化が含まれる。

「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」に対する修正案

産業の構成及び説明

- BC138 SICS に分類される「電気事業者及び発電事業者」産業は、電気を発電、送電、配電、小売及び取引する企業に焦点を当てている。発電には、石炭、天然ガス、原子力、水力、太陽光、風力などのさまざまなエネルギー源からの発電が含まれる。この産業の範囲には、垂直統合型公益事業から独立系発電事業者、純粋な送配電（T&D）企業及び小売業者に至るまで、さまざまな規制及び競争構造の下で事業を営む企業が含まれる。
- BC139 本修正案は、当該産業で事業を営む企業の規制構造に関する記述は、明確化することが可能であり、一部の法域における当該産業の自由化をより適切に反映することができるという、当初の利害関係者からのフィードバックに応えるものである。修正案はまた、産業の発展を認識し、電力取引が当該産業の範囲に含まれることを明確化するために産業の記述を改訂する。
- BC140 本公開草案の開発において、単一の産業活動に従事する作成者（多数の純粋な T&D 企業を含む。）は、単一の産業活動に焦点を当てた別個の「SASBスタンダード」を設けることが有益であると示唆した。これらの作成者によると、そのような「SASBスタンダード」は次のとおりとなる。
- (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報の開示において、参照し考慮すべき関連性があるトピックをより明確に特定する。
 - (b) より自社のビジネス・モデルに適合するものであり、おそらく含まれる開示トピック及び関連指標はより少なくなる。これは、「電力事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」におけるいくつかの開示トピックは、発電などのバリュー・チェーンにおける特定の活動に伴うリスク及び機会に基づくためである。
- BC141 ISSB は、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」の構造に関する、次のいくつかの選択肢を検討した。
- (a) 個別の事業活動（例えば、発電や T&D など）に基づき、当該「SASBスタンダード」を 2 つ以上のものに分解する。
 - (b) 単一の「SASBスタンダード」を維持するが、バリュー・チェーンにおける特定の活動への開示トピックの適用可能性について追加的なガイダンスを提供する。
 - (c) 既存の要求事項、ガイダンス及び教育的資料に依拠しつつ、単一の「SASBスタンダード」を維持する。
- BC142 最終的に、ISSB は、既存の要求事項、ガイダンス及び教育的資料に依拠しつつ、単一の「SASBスタンダード」を維持し、「電気事業者及び発電事業者」の産業構造を変更しないことを決定した。その理由は次のとおりである。
- (a) 利用者は、企業が 1 つ以上の産業活動に従事する場合があります。一部の開示トピックは企業の活動に基づき多かれ少なかれ関連性がある場合があることを認識する一方で、現在の構造を用いて産業を評価する傾向があると述べた。
 - (b) 作成者は、様々な見解を示した。純粋な T&D 企業とは対照的に、垂直統合型の企業は、現在の「SASBスタンダード」を分解することは、一部のトピックの重複を伴う複数の「SASBスタンダード」を参照し考慮することを必要とするため、理解の容易さと適用の簡素化にネガティブな影響を与える可能性があるとして述べた。
 - (c) リサーチでは、T&D 企業は、垂直統合型の企業又は純粋な発電企業に比べて、当該産業における割合が小さいことが示唆された。つまり、現在の「SASBスタンダード」の構造は、世界中の当該産業の企業の大部分にとって適切である。
 - (d) 修正案は、「生態系へのインパクト」（BC163 項から BC165 項参照）のような開示トピックの追加の提案や、「石炭灰管理」（BC158 項から BC162 項参照）の範囲の拡大のような

他の開示トピックに対する修正案により、単一活動の企業（純粋な T&D 企業を含む。）に対する「SASB スタンダード」の関連性を改善する。

- BC143 ISSB はまた、重要性（materiality）の判断を行う責任は最終的には報告企業が負うことから、特定の活動に従事する企業に対して開示トピックの適用可能性に関する追加的なガイダンスを提供せず、代わりに、既存の要求事項、ガイダンス及び教育的資料に引き続き依拠することを決定した²⁸。
- BC144 さらに、1つの「SASB スタンダード」に対して追加的なガイダンスを提供することは、より広範な「SASB スタンダード」に影響を与える可能性がある。これは、一部のトピック（追加的なガイダンスを伴うもの）が一部の企業に対して、他のトピックよりも適用される可能性が高いことを、ISSBが確認していると解釈される可能性があるためである。ISSBはまた、IFRS S1 号及び IFRS S2 号とともに「SASB スタンダード」及び「IFRS S2 号産業別ガイダンス」を使用することに関する追加的な教育的資料を 2025 年 7 月に公表した事実を考慮した²⁹。

活動指標の修正

- BC145 修正案により次のようになる。
- (a) 指標 IF-EU-000.D「総発電量、主要なエネルギー源ごとの割合、規制対象市場における割合」を改訂する。これは、ISSB のリサーチにより、特に「SASB スタンダード」の指標を適用する際に開示される情報を標準化するための活動指標の機能を考慮すると、規制市場における発電量の割合は主要なエネルギー源による発電量の割合ほど意思決定に有用ではない場合があることが示唆されているためである。
- (b) 指標 IF-EU-000.F「(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数」及び IF-EU-000.G「(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分類した総労働時間」を追加する。これは、指標 IF-EU-320a.1「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）」に対する修正案により開示が要求される情報を標準化するものである。

温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画

- BC146 「温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画」の開示トピックは、気候関連の移行リスク及び機会に対する企業の管理、また、規制リスク、法的リスク及びレピュテーション・リスク並びに低炭素電力に対する顧客の需要から生じる可能性がある企業の見通しへの影響についての情報を提供する。
- BC147 修正案は、開示トピック及び関連指標が、現在及び計画中の発電の能力に関する情報並びに関連するリスク及び機会が企業の資本戦略及び投資にどのように影響を与えるかに関する情報を含む、気候関連の移行リスク及び機会に関するより意思決定に有用な情報を提供すべきであるという、利害関係者（特に利用者）からのフィードバックに応えるものである。これは、IFRS S2 号に従って気候関連のリスク及び機会についての情報を提供する際に、発電、T&D、小売及び取引活動に関連性がある特定の情報を示すことによって、IFRS S2 号の要求事項を補完するように設定されている。これはまた、産業別の情報を提供するという IFRS S2 号における要求事項を企業が満たす際に役立つものである³⁰。エネルギー資源及びインフラ（エネルギー・

²⁸ IFRS S1号第55項(a)に従い、企業は、「SASBスタンダード」の開示トピックの適用可能性を参照し考慮しなければならない。これは、企業が自身の状況を考慮し、「SASBスタンダード」の開示トピックが自身の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたって、役に立つかどうかを評価することを意味する。企業は、「SASBスタンダード」の開示トピックが自身の状況において適用されないと結論付ける場合がある。

²⁹ 教育的資料「ISSB基準を適用する際のISSB産業別ガイダンスの使用」は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/issb-industry-based-guidance-applying-issb-standards.pdf>で利用可能である。

³⁰ IFRS S2号第32項を参照のこと。

ミックス及び技術的選択を含む。)への企業の投資を計画するにあたって、企業がどのように気候関連の移行リスク及び機会を考慮したのかに関する情報は意思決定に有用である。これは、そのような投資が、企業に競争上の優位性を提供し、予期せぬ規制コスト、許可取得の遅延又は潜在的な資産の減損を軽減するのに役立つためである。

BC148 修正案により次のようになる。

- (a) 開示トピックサマリーを改訂し、気候関連の移行リスク及び機会並びにこれらが企業の見通しにどのように影響を与えるかについての当該トピックの焦点を明確化する。
- (b) 次の指標を改訂する。
 - (i) IF-EU-110a.1 「(1)グローバルでの『スコープ 1』の総排出、(2)排出制限規制下における『スコープ 1』の総排出の割合及び(3)排出報告規制下における『スコープ 1』の総排出の割合」
 - (ii) IF-EU-110a.2 「電気供給に関連する温室効果ガス (GHG) 排出」
- (c) 次の指標を追加する。
 - (i) IF-EU-110a.5 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量」
 - (ii) IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」
 - (iii) IF-EU-110a.7 「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える (influence) かの記述」
- (d) 指標 IF-EU-110a.3 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」を削除する。

BC149 修正案は、指標 IF-EU-110a.1 を改訂し、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案 (2025 年 7 月結論の根拠 BC55 項から BC57 項参照) と整合させるものである。本修正には、産業間で統合的な開示要求を維持するためのサブ指標の削除が含まれる。さらに、ISSB のリサーチでは、企業の排出報告規制の対象となる場所における温室効果ガス排出は、排出制限規制の対象となる場所における排出よりも、企業の気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを十分に示していないため、このサブ指標が利用者にとって意思決定に有用ではない場合があることが示唆されている。

BC150 修正案は、指標 IF-EU-110a.2 「電気供給に関連する温室効果ガス (GHG) 排出」を改訂し、どのように T&D 並びに小売及び取引活動が企業の温室効果ガス排出並びに関連するリスク及び機会の一因となるかについての、より完全な理解を利用者に提供する。例えば、修正案により次のようにする。

- (a) T&D 活動を行うが発電活動を行わない企業の場合、T&D ロスが自身の「スコープ 2」の温室効果ガス排出のかなりの部分を占める可能性がある。T&D ロスに伴う温室効果ガス排出を理解することは、変圧器の効率の改善などを通じて、企業がこれらのロスや関連する規制リスク及び事業の機会をどのように管理しているかについての洞察を提供することができる。
- (b) 小売及び取引活動を行う企業の場合、正味購入電力は、企業の「スコープ 3」の「カテゴリー 3」の温室効果ガス排出のかなりの部分を占める可能性があり、これは、企業が低炭素電力に対するエンドユーザーの需要だけでなく規制リスクにどのように対応しているかについての洞察を提供することができる。例えば、電力の特定の割合を再生可能エネルギーで発電することを義務付けている法域では、企業が購入した電力ミックスを管理する企業の能力が、自身のコンプライアンス・コスト及び罰則のエクスポージャーに影響を与える可能性がある。

(c) 温室効果ガス排出の産業別の分解は、企業の活動に応じて「スコープ 1」、「スコープ 2」又は「スコープ 3」の排出に分類される可能性がある活動も一部にあるため、利用者に対して、企業のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスのより完全な理解を提供する³¹。これはまた、指標 IF-EU-110a.1 を適用する際、開示される「スコープ 1」の温室効果ガス排出を補完し、現在の指標 IF-EU-110a.1 と指標 IF-EU-110a.2 との間の「スコープ 1」の温室効果ガス排出に関する情報の重複を排除する。

- BC151 修正案はまた、「The Climate Registry」の「Electric Power Sector Protocol」(2009年6月)が広範に国際的に利用されていないことについての当初の利用者の懸念に対応するため、測定及び開示の要求事項を IFRS S2 号第 29 項(a)と整合させる³²。
- BC152 提案された新しい指標 IF-EU-110a.5 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量」及び IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」は、(特に利用者からの) 当初のフィードバックに対応している。すなわち、エネルギー源別の企業の設置容量及び計画容量に関する情報は、企業が、座礁資産などの状況につながる可能性があるリスクに対する、企業自身の現在及び将来のエクスポージャーだけでなく、企業がどのように規制及び需要主導の文脈の中で将来の発電容量を計画しているかを理解するのに有用である。
- BC153 提案された新しい指標 IF-EU-110a.7 「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える (influence) かの記述」は、提案された新しい指標 IF-EU-110a.5 及び IF-EU-110a.6 を適用する際に開示される定量的情報に対する文脈を提供する記述的情報の開示を促進することを意図しており、IFRS S2 号における要求事項を適用するための産業固有のガイダンスを企業に提供するものである。提案された指標はまた、この情報への利用者の関心に応じて、当該産業においてその他の活動を行う企業に関する、記述的情報を提供する。例えば、当該指標は次に関する情報の開示を促進することになる。
- (a) 関連するリスク及び機会が企業の意思決定にどのように影響を与えるかを理解するため、企業がどのように自身の計画した能力に関連して投資計画及び廃止計画を策定したか。
 - (b) 関連するリスク及び機会が企業の戦略にどのように影響を与えるかを理解するため、企業がどのようにエンドユーザーに再販するために低炭素電力を調達する予定か。
 - (c) 企業が設定した温室効果ガス排出の目標、及び法令により達成することが求められる目標
 - (d) 企業が設定した又は達成する必要がある温室効果ガス排出の目標を、企業がどのように達成する計画であるかを理解するための、企業が有する気候関連の移行計画
- BC154 修正案は、指標 IF-EU-110a.3 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」を削除する。これは、提案された新しい指標 IF-EU-110a.7 が捉える情報と重複するためである。ISSB は、2025 年 7 月公開草案の他の「SASB スタンダード」において IF-EU-110a.3 と同様の指標に対する修正を提案したが、ISSB は、提案された指標 IF-EU-110a.7 に従って開示した情報の方が、産業固有の情報に関する利用者のニーズをより良く満たすものであるとの見解を示している。
- BC155 提案された指標 IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」及び IF-EU-110a.7 「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える (influence) かの記述」を開発するにあたり、ISSB は、これらの指標で

³¹ 例えば、発電を行い、その発電と同じ電力について送電及び配電を行う企業は、自身のT&Dロス自身の「スコープ 1」の温室効果ガス排出に含まれる。一方、T&Dのみを行う企業は、自身のT&Dロスは「スコープ2」の温室効果ガス排出に分類される。

³² The Climate Registry 「Electric Power Sector Protocol」(2009年)https://theclimateresistry.org/wp-content/uploads/2022/11/Protocol_062509.pdf

要求される情報と「IFRS 会計基準」で要求される情報とのつながりを認識した³³。企業の計画容量に関する情報並びに気候関連の移行リスク及び機会が自身の資本戦略及び投資にどのように影響を与えるかについての情報は、関連する財務諸表の情報を補完することを意図している。例えば、「IFRS 会計基準」を適用する企業の場合、財務諸表の関連情報には次の情報が含まれる可能性がある。

- (a) IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って提供される資本的支出。例えば、財務諸表で開示される有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントの金額には、提案された指標 IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」に従って、サステナビリティ関連財務開示で開示される企業の計画発電容量に含まれる発電資産の取得に関連する金額が含まれる可能性がある。
- (b) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って提供される売却目的で保有する非流動資産。例えば、財務諸表で表示される売却目的で保有する資産の金額には、石炭火力発電設備の計画された売却に関連する金額が含まれる可能性がある。この資産の計画された売却は、提案された指標 IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」に従って、サステナビリティ関連財務開示における企業の計画した能力に反映される可能性がある。
- (c) IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」に従って提供される資産除去債務。例えば、法令で求められる特定の将来の日付までに石炭火力発電所の廃止に関連する資産除去債務の金額が財務諸表において引当金として認識され、企業は、それについての情報を開示することになる。発電所の計画的な廃止は、提案された指標 IF-EU-110a.6 「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」に従って、サステナビリティ関連財務開示における企業の計画容量に反映される可能性がある。

大気質

BC156 「大気質」の開示トピックは、大気汚染物質の排出についての情報を提供する。これは、重大で局所的な人間の健康及び環境へのインパクトを有する可能性があり、多くの場合、厳格に規制され、当該産業の企業に規制リスクをもたらす。指標 IF-EU-120a.1 「次の汚染物質の大気排出：(1)NO_x (N₂O を除く。)、(2)SO_x、(3)粒子状物質 (PM₁₀)、(4)鉛 (Pb)、(5)水銀 (Hg)、並びに人口密集地域又はその周辺地域のそれぞれの割合」の修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案 (2025 年 7 月結論の根拠 BC62 項から BC64 項及び BC122 項から BC123 項参照) と整合させるものである。具体的には、修正案により次のようになる。

- (a) 鉛及び水銀汚染の分解は詳細すぎて有用な情報の提供にはならない場合があるという、当初の利用者からのフィードバックに対応する。
- (b) PM_{2.5} 及び PM₁₀ の両方の排出に関する情報に対する当初の利用者からの要望に対応する。
- (c) 大気汚染物質カテゴリーを、「GRI 305：排出 2016」に規定される、より広範で単純な一連の汚染物質カテゴリー (特に「開示 305-7：窒素酸化物 (NO_x)、硫黄酸化物 (SO_x)、及びその他の重大な大気排出」) と一致させる。

水管理

BC157 「水管理」の開示トピックは、気候変動、規制及び競争による水の利用可能性及び品質の低下だけでなく、一部の種類の発電源による大量の水の使用を踏まえ、企業が、どのように自身の水へのアクセスに関連するリスクを管理しているかについての情報を提供する。これらの指標の修正案は、これらの指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案 (2025

³³ 「IFRSサステナビリティ開示基準」 (及び「SASBスタンダード」) を適用する企業は、「IFRS会計基準」又はその他の一般に認められた会計原則若しくは実務 (GAAP) を適用する場合がある。

年 7 月結論の根拠 BC69 項から BC72 項参照) と整合させている。トピックサマリーも、当該指標に対する修正案を反映するために更新されている。

石炭灰管理

- BC158 「石炭灰管理」の開示トピックでは、石炭火力発電により生成される石炭灰を企業がどのように管理しているかについての情報を提供する。これは、石炭灰には、人間の健康及び周囲の環境にインパクトを与え得る重金属汚染物質が含まれており、企業に規制リスク及び法的リスクをもたらす可能性があるため、有害廃棄物の実質的な発生源となる可能性がある。
- BC159 石炭灰管理に伴うリスク及び機会は利害関係者により一般に十分に理解されているものの、リサーチ及び当初のフィードバックでは、「電気事業者及び発電事業者」産業に属する企業により発生した他の種類の有害廃棄物も、これらの企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得ることが示唆されている。追加的な有害廃棄物の流れには、使用済み核燃料、変圧器中のポリ塩化ビフェニル (PCBs) 及びエネルギー貯蔵システムで用いられた使用済みバッテリーが含まれる。これらの有害物質は、管理が不適切である場合には事案につながる可能性があり、規制コスト、訴訟コスト及び修復コストが発生する可能性がある。利用者を含む利害関係者は、より広い開示トピックの範囲が、当該産業における多様なエネルギー源ミックスへの移行及び発展並びに当該産業のバリュー・チェーンに含まれる活動の範囲を、より良く反映することを示唆した。
- BC160 修正案により次のようになる。
- (a) 本修正案及び拡大された開示範囲を反映するためにトピックサマリーを改訂するだけでなく、「石炭灰管理」の開示トピックの範囲を改訂し、「有害廃棄物管理」と名称を変更する。
 - (b) 指標 IF-EU-150a.1 「(1)石炭燃焼製品 (CCP) の生成量、(2)リサイクルされた割合」を指標 IF-EU-150a.4 「(1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物」に置き換える。利害関係者は、企業が、発生した有害廃棄物及び貯蔵された有害廃棄物の両方についての情報を開示することの有用性を強調した。これは、報告期間において企業は少量の有害廃棄物を発生するものの、数年前から大量の有害廃棄物を貯蔵している場合があるためである。
 - (c) 指標 IF-EU-150a.3 「アクティブ及びアクティブでない事業についての石炭燃焼製品 (CCP) の管理方針及び手続の記述」を指標 IF-EU-150a.6 「アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続」に置き換え、トピックの範囲の拡大を反映する。
 - (d) 指標 IF-EU-150a.5 「有害廃棄物管理に関連する重大な (significant) 事案の数」を追加し、潜在的な修復コストだけでなく、関連する規制リスク及び法的リスクに関するパフォーマンスの理解を利用者に提供する。
- BC161 指標の修正案は、2025 年 7 月公開草案に含まれた指標の一部 (特に、「石炭事業」の「SASB スタンダード」及び「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」に対する修正案) を活用して、産業間で比較可能な開示を生み出す、意思決定に有用な定量的及び記述的情報を提供する。
- BC162 石炭灰管理は「電気事業者及び発電事業者」産業に関連性があるため、指標 IF-EU-150a.4 及び IF-EU-150a.6 で提案されている技術プロトコルは、適切である場合、石炭燃焼製品に関する特定の情報の分解に関するガイダンスを提供する³⁴。同様に、これらの指標は、その独自のリスク、機会及び規制のパラダイムにより、放射性廃棄物の分解に関するガイダンスを提供する。

生態系へのインパクト

³⁴ 「石炭燃焼製品」の定義は、「the World Wide Coal Combustion Products Network」の定義から採用されている。
http://www.wcccpn.org/ccp_basics.html

BC163 修正案は、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」に新しい開示トピック「生態系へのインパクト」及び3つの関連指標を追加する。これは、関連するリスク及び機会が当該産業の企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るという、作成者及び利用者からの当初のフィードバックに対応するものである。発電及び送電などの当該産業における企業の活動は、自然環境のさまざまな側面に影響を与える可能性がある。さらに、増加する電力需要を満たし、より多様なエネルギー源への移行を促進させるために、当該産業の物理的なフットプリントは増加すると見込まれる。これらの要因は、環境規制の違反に対する罰金又は罰則など、企業に規制リスク、法的リスク及びレピュテーション・リスクをもたらす可能性があり、事業を中断又は遅延させる可能性がある。例えば、環境に敏感な場所又はその周辺の、必要な許可を含む新しいプロジェクトの開発は、プロジェクトのコストを増加させたり、遅延を引き起こしたりする場合がある。当該トピックに伴う規制リスク、法的リスク、事業リスク及びレピュテーション・リスクを緩和するため（例えば、送電線又は風力タービンによる鳥類へのインパクトを緩和するため）、企業は、環境管理計画を導入する可能性がある。

BC164 修正案では、次の指標が追加される。

- (a) IF-EU-160a.1 「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」は、企業の物理的な事業フットプリント及び企業が自然環境を攪乱又は復元した程度についての情報を提供する。
- (b) IF-EU-160a.2 「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」は、環境に敏感な場所又はその周辺での事業活動に関連するリスクに対する企業の潜在的なエクスポージャーについての情報を提供する。
- (c) IF-EU-160a.3 「事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述」は、企業がどのように関連するリスク及び機会を管理しているかについての記述的な情報を提供する。本指標はまた、企業が異なる活動、場所又は事業の種類に対してどのように異なる管理方針及び実務を有するかについての情報を提供する。例えば、河畔の生態系に影響を与える水力発電ダムは、特定の種類の陸域の生態系に影響を与える送電線と比較して、明確な一連のリスク及び機会を有する可能性がある。

BC165 提案された指標は、2025年7月公開草案で提案された新しい指標と整合しており、利用者の情報ニーズを満たすために、適切である場合には、TNFD提言を考慮している。これらの修正案に関する情報は、2025年7月結論の根拠BC73項からBC75項に含まれている。提案された指標は、産業間（具体的には、「石炭事業」、「工食用資材」、「金属及び鉱業」、「石油及びガス—探査及び生産」及び「石油及びガス—中流」の産業）の比較可能性を支援する。

コミュニティとの関係及び先住民族の権利

BC166 修正案は、新しい開示トピック「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」及び4つの関連指標を追加する。これは、関連するリスク及び機会が当該産業の企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るという、作成者及び利用者からの当初のフィードバックに対応するものである。「電気事業者及び発電事業者」産業に関連する活動は、その事業に近接するコミュニティ及び伝統的な土地所有者に影響を与える可能性があり、法的リスク、規制リスク及びレピュテーション・リスクをもたらす、事業の中断又は遅延が生じる可能性がある。コミュニティ又は伝統的な土地所有者が、例えば、公衆衛生及び安全性、不動産価値又は環境悪化についての懸念から、企業の開発に反対している場合、新しいプロジェクトは遅延に直面する可能性がある。先住民族及び地域社会と積極的に対話する企業は、当該トピックに関連する規制リスク、法的リスク、事業リスク及びレピュテーション・リスクを緩和し、関連する機会を追求するうえで、より有利な立場に立つ場合がある。

BC167 修正案では、次の指標が追加される。

- (a) IF-EU-210a.1 「コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス」及びIF-EU-210a.4 「先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述」は、ガバナンス、戦略、リスク管理のプ

ロセスにおいて、企業がどのようにコミュニティ及び先住民族の権利に伴うリスク及び機会を管理しているかについての情報を提供する。利用者を含む利害関係者は、当該トピックが企業のプロセス及び実務並びに特にデュー・デリジェンスの実務に関連するため、当該トピックの記述的情報の有用性を強調した。

- (b) IF-EU-210a.2 「(1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数」及び IF-EU-210a.3 「先住民族の土地又はその周辺の事業の割合」は、主に企業の物理的インフラのフットプリント、電力需要の増加に対応するための予想される成長及びより多様なエネルギー源への移行を通じて、どのように企業の活動が企業に規制リスク、法的リスク、事業リスク及びレピュテーション・リスクをもたらすのかについての情報を提供する。

BC168 修正案は、2025年7月公開草案における同様の指標の修正案（2025年7月結論の根拠 BC83 項から BC85 項参照）と整合している。

エネルギーの入手可能性（affordability）

BC169 「エネルギーの入手可能性（affordability）」の開示トピックは、企業が、自身を財務リスク及び規制リスクにさらす可能性があるエンドユーザーの電力コストをどのように管理しているかについての情報を提供する。気候関連リスクを緩和するための支出の増加は、消費者コストの上昇につながり、企業の収益回収及び投資能力を損なう可能性があるエネルギーの入手可能性（affordability）についての社会的関心を高める可能性がある。効率的な事業を通じた入手可能性（affordability）の管理及びコスト構造及び入手可能性（affordability）の支援に関する利害関係者（エンドユーザー、規制当局及び政策立案者を含む。）との連携により、顧客の維持及び売上を増加を支え、さらなる投資の機会を生み出すことができる。

BC170 修正案により次のようになる。

- (a) トピックサマリーを改訂し、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会をより適切に記述する。
- (b) 指標 IF-EU-240a.1 「(1)家庭用顧客、(2)商業用顧客及び(3)工業用顧客の平均小売電気料金」、IF-EU-240a.3 「(1)未払による家庭用顧客の電気切断数、(2)30日以内に再接続した割合」及び IF-EU-240a.4 「サービス地域の経済状況を含む、顧客の電気の入手可能性（affordability）に関する外部要因のインパクトについての説明」を削減する。これは、指標が、十分に広範な関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するために用いる戦略を捉えていないという、当初の利害関係者からのフィードバックに基づく。例えば、一部の法域では季節によって顧客への電気切断が禁止されているため、切断のみに焦点を当てることは、どのように企業が関連するリスク及び機会を管理しているかについての理解を不完全なものにすることになる。
- (c) 指標 IF-EU-240a.5 「エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」を追加し、企業がエネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会を管理するために用いるさまざまな戦略並びにそれらの戦略に企業がどのように資金を提供する計画であるかについて、より完全な理解を提供する情報を要望する利害関係者（特に利用者）からの当初のフィードバックに対応する。
- (d) 指標 IF-EU-240a.6 「(1)(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数」を追加し、エネルギーの入手可能性（affordability）プログラムの企業の使用及び関連する活動についての定量的な情報を提供する³⁵。

³⁵ 当該トピックに伴い提案された新しい指標は、「最終用途効率及び需要」の開示トピックの指標と同様のアプローチであるものの、「エネルギーの入手可能性（affordability）」の開示トピックは電力コストに焦点を当てているのに対して、「最終用途効率及び需要」の開示トピックは電力需要量に焦点を当てているため、関連するリスク及び機会は独自のものである。

- BC171 「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に含まれる「エネルギーの入手可能性 (affordability)」の開示トピックに対する修正案の開発にあたり、ISSB は国際会計基準審議会が公表する予定の「IFRS 会計基準」の「規制資産及び規制負債」(公表予定の「IFRS 会計基準」)³⁶を考慮した。
- BC172 「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」及び公表予定の「IFRS 会計基準」は、いずれも料金規制の対象となる企業に対する要求事項を含んでいる。料金規制は、企業が財又はサービスに対して顧客に請求できる規制料金(価格又は関税といわれることもある。)を設定する規制の一種である。ただし、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」と今後公表予定の「IFRS 会計基準」の範囲は異なる。「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」は、主に、料金規制の対象となる可能性がある企業の特定の産業(電気事業者及び発電事業者)の企業を対象としている。公表予定の「IFRS 会計基準」は、産業に関係なく、特定の種類の料金規制の対象となる企業に適用される。
- BC173 公表予定の「IFRS 会計基準」は、タイミングのずれが生じる料金規制に適用される。これは、ある期間に供給された規制の対象となる財又はサービスに対する補償が異なる期間に顧客に請求される規制料金に含まれる場合である。公表予定の「IFRS 会計基準」の目的は、企業の財政状態計算書及び財務業績計算書に関するタイミングの差異の影響についての情報を財務諸表の利用者に提供することを企業に要求することである。この目的のため、規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用の認識、測定、表示及び開示に関する要求事項が定められている。
- BC174 「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」には、提案された新しい指標 IF-EU-240a.5「エネルギーの入手可能性 (affordability) に関連するリスク及び機会並びにそれら进行管理するための戦略の記述」が含まれており、規制当局、規制機関、公益事業委員会、立法者及び政策立案者との企業の相互作用についての定性的情報に焦点を当てた開示要求がある。この情報は、企業が公表予定の「IFRS 会計基準」を適用することから生じる、企業の規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用についての情報を補完することを意図している。

労働力 (workforce) の健康及び安全

- BC175 「労働力 (workforce) の健康及び安全」の開示トピックは、企業が、送配電線の建設及び保守又は発電設備の運転の確保などのタスクを実行する際に、どのように自身の労働力 (workforce) が直面するリスクを管理しているかについての情報を提供する。トピックサマリーの修正案には当該指標に対する修正案が反映されている。
- BC176 指標 IF-EU-320a.1「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR)、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率 (NMFR)」に対する修正案は、当該指標を 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案 (2025 年 7 月結論の根拠 BC91 項から BC95 項参照) と整合させるものである。
- BC177 修正案は、指標 IF-EU-320a.2「安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述」を追加し、企業の労働力 (workforce) の健康及び安全管理システムについての記述的情報を提供する。リサーチ及び当初のフィードバックでは、これにより、企業の安全性のパフォーマンスをモニタリングし管理するための先行指標の企業の利用や、労働災害のリスクを緩和するための安全研修の実施など、意思決定に有用な情報を捉えるであろうことが示唆された。この情報は、指標 IF-EU-320a.1 に対する修正案を適用する企業が提供する定量的な情報を補完することになる。

従業員の採用、育成及び維持

- BC178 修正案では、「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及び関連指標を、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に追加する。提案された開示トピックは、企業が、

³⁶ 「IFRSサステナビリティ開示基準」(及び「SASBスタンダード」)を適用する企業は、「IFRS会計基準」又はその他の一般に認められた会計原則若しくは実務(GAAP)を適用する場合がある。

エンジニア、重要インフラ分野のスタッフ、デジタル及びサイバーセキュリティのスタッフなど、企業の見通しに重要な（important）職業の労働及びスキルの潜在的な不足をどのように管理しているかについての情報を提供する。高度なスキルを有する労働力（workforce）を採用し維持することは、当該産業における事業の継続性を確保し、グリッドの拡大又は近代化及び気候関連の移行計画を実行するために不可欠である。

BC179 ISSB のリサーチ及び当初の利害関係者からのフィードバックでは、当該産業における労働及びスキルの不足が、インフラの故障、サイバーセキュリティ・リスク、サプライ・チェーンの中断、プロジェクトの遅延、採用コストの増加など、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る、企業の事業リスクをもたらす可能性があることが示唆されている。

BC180 また、修正案により次のようになる。

(a) 指標 IF-EU-330a.1「従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」を追加し、必要なスキルを有する十分な従業員の採用を確保するための企業のアプローチだけでなく、関連するリスク及び機会の企業の識別、監視及びモニタリングについての情報を提供する。

(b) 指標 IF-EU-330a.2「(a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員離職率」を追加する。自主的な離職率は、従業員の維持の戦略の有効性及び潜在的な労働又はスキルの不足を示す指標である。自主的ではない離職率は、従業員の解雇、並びにリスクリング及びスキルアップ（いずれもエネルギー移行の文脈に関連性がある。）に関する企業のアプローチに伴うリスク・エクスポージャーについての情報を提供する。

BC181 職業カテゴリーは、そのカテゴリーの従業員数が必要数より少ないことにより企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る場合には、スキル不足と定義される。ISSB は、当該指標において職業カテゴリーを設定するかどうか（例えば、デジタル及びサイバーセキュリティのスタッフに対するカテゴリーの分解）を議論した。しかし、リサーチにより、一部の企業が特定の職業カテゴリーの労働やスキルの不足を経験している又は経験することが見込まれることが明らかになった一方で、利害関係者は、関連性がある職業カテゴリーを識別し定義することを企業に求めることが、利用者の情報ニーズをより効果的に満たすことになることと示唆した。このアプローチは、企業が事業を営むセグメントにかかわらず、当該産業全体の企業により指標が適用可能となることを確保し、当該産業の労働及びスキルのニーズが時間の経過とともに進化しても指標の関連性を維持する。

BC182 当該開示トピック及び関連指標を追加する提案は、人的資本に関する ISSB のリサーチ・プロジェクト（当該トピックに関する利用者からの情報ニーズの表明を含む。）により情報がもたらされている。

最終用途効率及び需要

BC183 「最終用途効率及び需要」の開示トピックは、企業が、どのように最終用途効率において電力需要及び関連する温室効果ガス排出を管理しているかについての情報を提供する。当該指標は、スマート・グリッド技術の導入状況、及び効率対策を通じてどの程度エンドユーザーが節電しているかについての情報を提供する。最終用途効率は、「電気事業者及び発電事業者」産業の企業に、電力需要の減少を通じて事業コストを削減する機会を提供する。

BC184 当初の利害関係者からのフィードバックでは、最終用途効率はデマンドサイド・マネジメントのより広範な文脈で追求可能なさまざまな戦略の 1 つであるため、開示トピックの現在の枠組みは狭すぎるということが示唆された。例えば、企業は、デマンド・レスポンス又は負荷管理に関連する戦略を用いて、スマート・メーター、配電網管理などの技術を導入する場合もある。

BC185 修正案により次のようになる。

(a) 「最終用途効率及び需要」の開示トピックの範囲を改訂し、「デマンドサイド・マネジメント」に名称変更する。また、トピックサマリーに対応する修正を行う。例えば、主要な再

生可能エネルギー源が自然に依存していること、及びこれらのエネルギー源及び分散型エネルギー資源が拡大していることにより、電力の需要と供給のバランスをとることが時間の経過とともにいかに重要になっているかについての記述などがある。

- (b) 指標 IF-EU-420a.2「スマート・グリッド技術により供給する電力量の割合」及び IF-EU-420a.3「市場ごとの効率化の取組み (measures) による、顧客の節電量」を削除し、現在の指標は特定の種類の戦略に焦点を当てているため、当該トピックに関する情報が不完全であるという当初のフィードバックに対応する。
- (c) 指標 IF-EU-420a.4「デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)」を追加し、企業がデマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会を管理するために採用するさまざまな戦略、並びに企業がどのように当該戦略への資金提供を計画しているかについて、より完全な理解を利用者に提供する。
- (d) 指標 IF-EU-420a.5「(1)(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数」を追加し、企業が行った行動又は使用したプログラムについての情報に加え、企業がどのように (さまざまなニーズを有する) 多様なエンドユーザーのセグメントに対するプログラムにアプローチしているかについての情報を提供する。
- (e) 指標 IF-EU-420a.6「デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量」を追加し、企業が追求しているさまざまな戦略の有効性に関する定量的な情報を提供する。

サプライ・チェーン管理

- BC186 修正案は、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に、新しい開示トピック「サプライ・チェーン管理」及び 2 つの関連指標を追加する。提案された開示トピックは、当該産業が低炭素電力に対する需要の増加に対応するために成長し移行するにつれて、企業が、サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーンのリスクをどのように管理しているかについての情報を提供する。電力需要の増加に対応するニーズは、当該産業の企業が希少で不可欠な資材や設備をめぐって産業内の企業だけでなく事業の近代化を進める他の産業の企業とも競っていることを意味する。
- BC187 作成者及び利用者は、変圧器、遮断器、スマート・メーターなどの不可欠な部品及び設備の不足が、いかに企業の維持、成長及び移行計画のボトルネックとなり、電力供給の信頼性に影響を与える可能性があるかを強調した。資材及び設備の不足はまた、不可欠な資材の集中を通じて、企業をサステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーンのリスクにさらすことになり、その一部は、ガバナンス及び規制構造が限定されている地域又は地政学的緊張の対象となる地域に存在する。これらのリスクは、企業の成長及び移行計画の遅れ並びに事業コストの増加につながる、労働条件、自然関連の依存及びインパクト、倫理などの問題から生じる可能性がある。これらのリスクの緩和は、企業がどのように自身のサプライヤーを選別し、モニタリングし、関与しているかなどの、サプライ・チェーン管理プロセスを通じて達成できる。
- BC188 修正案により、次の指標が追加される。
 - (a) IF-EU-430a.1「サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述」は、行動規範及び監査など、企業がどのようにサプライ・チェーンのリスクを管理しているかについての記述的情報を提供する。
 - (b) IF-EU-430a.2「過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」は、不適合事例に対して実施された、独立した第三者による監査又は検証及び是正措置の使用を通じて、企業がどのように社会サプライ・チェーンのリスクを管理しているかについての定量的情報を提供する。

BC189 修正案は、「サプライ・チェーン管理」の開示トピックに対する 2025 年 7 月公開草案における同様の指標に対する修正案（2025 年 7 月結論の根拠 BC98 項及び BC159 項(c)参照）と整合している。

原子力安全及び危機管理

BC190 「原子力安全及び危機管理」の開示トピックは、原子力発電所から発電する企業が、どのように潜在的に深刻な原子力事故に伴うリスクを管理しているかについての情報を提供する。これは、規制コスト及び法的コスト並びに企業が事業を営むための社会的ライセンスの喪失にさえつながる可能性がある。

BC191 利害関係者は、「電気事業者及び発電事業者」産業への原子力安全の重要性を認識するものの、原子力発電所の事業を行わない企業もまた、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る、より広範な重大な（critical）事案に直面していることを示唆した。水力発電ダムの決壊、ガス火力発電所の爆発、地震、山火事などの重大な（critical）事案は、重要なインフラに損害を与え、事業を中断させ、長期にわたる電力供給停止につながり、周辺環境を悪化させるだけでなく、周辺のコミュニティの健康及び安全に影響を与える可能性がある。これらの重大な（critical）事案の影響により、多大な法的コスト、規制コスト及び修復コストが発生する可能性がある。利害関係者は、リサーチを裏付けにして、このトピックの範囲を拡大し、より多くの産業活動との関連性を広げ、関連するリスク及び機会のより完全な理解を利用者に提供することを提言した。

BC192 修正案により次のようになる。

- (a) 当該修正案を反映するためにトピックサマリーを改訂するだけでなく、「原子力安全及び危機管理」のトピックの範囲を改訂し、「重大な（critical）事案のリスク管理」に名称変更する。
- (b) 指標 IF-EU-540a.1「直近の独立した安全審査の結果ごとに区分した、原子力発電ユニットの総数」を改訂し、法域の国家規制安全当局が実施した安全審査に焦点を当てる。
- (c) 指標 IF-EU-540a.2「原子力安全及び緊急事態への準備を管理する取組み（efforts）の記述」を指標 IF-EU-540a.3「深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述」に置き換え、改訂された開示トピックの範囲に反映させる。

BC193 提案された新しい指標 IF-EU-540a.3 は、指標 IF-EU-540a.2 の技術プロトコルの一部を含み、企業がどのように原子力安全及び危機管理を管理しているかについての情報を継続して提供する。提案された指標 IF-EU-540a.3 はまた、指標 EM-EP-540a.2「大規模及びテールエンドのリスクを識別し、軽減するために用いる管理システムの記述」に対する修正案を活用することにより、産業間の比較可能性を高める。

グリッドのレジリエンス

BC194 「グリッドのレジリエンス」の開示トピックは、極端な気象現象から電力供給を中断させる可能性があるサイバーセキュリティ攻撃に至るまで、当該産業における（特に T&D に焦点を当てた）企業が、電力システムのレジリエンスに対するさまざまなリスクによりどのように影響を受ける可能性があるかについての情報を提供する。経済及び社会における電力が果たす中心的な役割は、電力の中断が、すべてではないもののほとんどのセクターにシステムミック・リスクをもたらすことを意味している。電力供給の大幅な中断は、売上の喪失、追加的な事業コスト及び資本支出を通じて、企業の見通しに影響を与える可能性がある。

BC195 修正案により次のようになる。

- (a) 開示トピックの名称を「グリッドのレジリエンス」から「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性」に変更し、当該指標に対する修正案をより適切に反映するためにトピックサマリーを改訂する。これは、企業のレジリエンスに関する既存の情報とともに、電力シ

システムの信頼性について追加的な情報を要請する当初の利害関係者からのフィードバックに対応するものである。

- (b) 指標 IF-EU-550a.1「物理的な又はサイバーセキュリティの基準又は規制の違反事案 (incidents of non-compliance) の件数」を改訂し、関連する基準又は規制への不適合な事案に関する情報よりもサイバーセキュリティ事案の件数に関する情報がより有用であるという利害関係者によるフィードバックに対応する。ISSB は、一部の法域がサイバーセキュリティ事案に関する情報は国家安全保障上の懸念に基づき機密性が高い可能性があることを認識している。当該指標は、サイバーセキュリティ事案の開示に関する法域の要求事項と互換性を持つことを意図している。ISSB はまた、本公開草案が、「SASB スタンダード」は「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに適用されるという前提及び IFRS S1 号第 73 項における「法令によって企業が当該情報を開示することが禁止されている場合に、企業は『IFRS サステナビリティ開示基準』により要求される情報を開示することは免除される」という前提に基づいていることに留意する。
- (c) 指標 IF-EU-550a.2「(1)「システム平均停電継続時間指標」(SAIDI)、(2)「システム平均停電回数指標」(SAIFI) 及び(3)「顧客平均停電継続時間指標」(CAIDI) (いずれも重大事象日数 (major event days) を含む。)」を改訂する。修正案は、SAIDI、SAIFI 及び CAIDI を重大事象日数 (major event days) を含む場合と含まない場合の両方で開示するためのガイダンスを提供し、このような情報が有用で、かつより完全であるという当初の利用者からのフィードバックに対応する。
- (d) 「著しい (notable) サービスの中断」の開示を要請する指標 IF-EU-550a.2 の脚注の開示要求を移動し、提案された新しい指標 IF-EU-550a.5「運用上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)」により記述的な開示要求を単一の指標に統合させる。
- (e) 指標 IF-EU-550a.3「発電用の資産の平均利用可能係数」を追加し、発電資産に関する特定の情報が当該トピックに関するより包括的な一連の定量的情報を提供するであろうとの当初の利害関係者からのフィードバックに応える。平均稼働率は、指標 IF-EU-550a.2 を適用する際に開示される情報を補完するものであり、これは T&D 活動により関連性があるものである。
- (f) 指標 IF-EU-550a.4「産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な (vulnerable) 資産の数値及びパーセンテージ」を追加し、IFRS S2 号の要求事項を補完する産業固有のガイダンスを提供する。具体的には、当該指標は、気候関連の物理的リスクに関する IFRS S2 号第 29 項(c)の産業横断的指標の産業固有の適用である。発電、送電及び配電資産ごとの分解は、気候関連の物理的リスクがどのように異なる資産の種類に影響を与え得るかを利用者が理解するのに役立つ。例えば、風のパターンの変化が風力発電にどのように影響を与え得るかを、T&D 活動にこれまで以上に深刻になっている暴風雨と比較する。
- (g) 指標 IF-EU-550a.5「運用上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)」を追加し、気候関連の物理的リスク、サイバーセキュリティ関連リスク、及び電力システムに対するその他の種類のシステム関連リスクに対する企業の資産のレジリエンスにおける、企業の戦略及び関連投資に関する情報の重要性を強調する当初の利用者からのフィードバックに対応する。提案された新しい指標は、他の修正案の定量的情報と組み合わせて、開示トピックで記述されたリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスに関する、より完全な一連の情報を示す記述的情報を、利用者に提供する。当該指標にはまた、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項に整合して企業が設定した関連する目標に関する開示要求が含まれる。

「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案

- BC196 本公開草案において、ISSBは、優先順位が高い3つの「SASBスタンダード」における気候関連の内容との整合性を維持するために、「IFRS S2号産業別ガイダンス」における産業の説明、開示トピック及び関連指標に対して結果的修正を提案している。この提案は、「SASBスタンダード」に対する修正案の2025年7月公開草案と同時に公表された、公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」の提案と整合している³⁷。
- BC197 ISSBは、公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に関する結論の根拠のBC11項からBC14項で説明されているように、「IFRS S2号産業別ガイダンス」と「SASBスタンダード」の気候関連の内容が整合していることが重要である（important）との見解を示している。具体的には、不整合性は、報告環境を簡素化するというISSBの目的に反するものであり、混乱及び作成者のコスト増加につながる可能性がある³⁸。不整合は、「SASBスタンダード」を単体の情報源として用いる作成者の気候関連開示と、IFRS S2号を適用する作成者の気候関連開示との間の比較可能性の欠如により、利用者にもネガティブな影響を与える（negatively affect）可能性がある。

発効日

- BC198 ISSBは、「SASBスタンダード」に対する修正について、公表後12か月から18か月の間に発効日を設定し、早期適用を容認することを提案している。ISSBがこれらの提案を行う根拠は次のとおりである。
- (a) 多くの作成者は、既に「SASBスタンダード」を適用しているか又はIFRS S1号の導入の一環として適用する過程にあり、「SASBスタンダード」の変更に備えるために時間を必要としている。
 - (b) 優先順位が高い産業に対する修正は広範に及ぶため、作成者は内部統制及びプロセスを調整するのに時間が必要となる場合がある。
 - (c) 「SASBスタンダード」を参照する法域、特に「SASBスタンダード」の翻訳されたものを参照する法域は、修正案の適用に備えて時間を必要とする。
 - (d) 早期適用というオプションは、公表後に作成者が修正後の「SASBスタンダード」を使用することを可能にし、IFRS S1号の適時の導入を支援するであろう。
- BC199 ISSBは、修正案に対するフィードバックを検討した後に修正の発効日を決定する予定である。

³⁷ 公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（2025年7月公表）は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/amendments-ifrs-s2-industry-based-guidance/issb-ed-2025-2-s2-ibg.pdf>からアクセスできる。

³⁸ 公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案に関する結論の根拠」（2025年7月公表）は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/amendments-ifrs-s2-industry-based-guidance/issb-ed-2025-2-bc-s2-ibg.pdf>からアクセスできる。

今後の予定

BC200 「SASB スタンダード」のさらなる向上にあたっては、本公開草案に寄せられたコメント、2025年7月公開草案に寄せられたコメント、自然関連開示及び人的資本に関するISSBのプロジェクトの成果、移行支援グループ及び他の協議機関からのフィードバック、並びに「SASB スタンダード」の向上プロジェクトの第2フェーズにおけるISSBのResearchから情報を得る予定である。

公開草案『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」に関するリチャード・バーカー博士の代替的見解

- AV1 リチャード・バーカー氏は、公開草案の承認（ratification）に反対票を投じた。同氏は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案は、サステナビリティ関連財務報告の改善にはならないとの見解を示している。
- AV2 バーカー博士の見解は、次の4つのセクションで示されている。
- (a) 1つ目のセクションでは、「食肉、家禽及び乳製品」産業の依存関係及びインパクトの概要を提供している。
 - (b) 2つ目のセクションでは、どのように当該産業の依存関係及びインパクトからサステナビリティ関連のリスク及び機会が生じるかを要約している。
 - (c) 3つ目のセクションでは、最初の2つのセクションを評価することで、本公開草案の限界を示している。
 - (d) 4つ目のセクションでは、なぜこれらの限界が本公開草案に対する反対意見の根拠となるかを説明し結論を述べている。
- AV3 記録として申し添えるが、バーカー博士は、産業別基準及びガイダンスについて改めて強い支持を表明しており、特に、ビジネス・モデルごとに異なるサステナビリティ関連の重要性がある（material）情報の多様性を捉えるにあたって、これらが果たす役割について支持している。

依存関係及びインパクト

- AV4 短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことと、バリュー・チェーンを通じた利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用との間の密接なつながりは、「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業において、特に強い（IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」第2項参照）。
- AV5 これらの密接なつながりによる依存関係及びインパクトは、当該産業の温室効果ガス排出、淡水の使用及び土地利用について具体例として示すことができる。
- AV6 世界の食料システムは、世界の温室効果ガス排出の約 25%を占めている³⁹。緩和策が講じられない場合、世界の食料システムだけで、「パリ協定」で定められた摂氏 1.5 度の温暖化のための残りの炭素予算、そしておそらく摂氏 2 度の温暖化のための炭素予算も占めることになるだろう⁴⁰。しかし、このセクターの温室効果ガス排出は、2050 年までに 30%から 40%まで増加すると見込まれる⁴¹。メタンは、20 年間の地球温暖化係数が二酸化炭素の 80 倍以上である⁴²。畜産農場は、世界のメタン排出の最大の排出源であり、合計の 32%を占める⁴³。「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業からの排出は、その大部分が上流における「スコープ3」の排出である。

³⁹ この数値は、100年間の地球温暖化係数（GWP100）の範囲内（約20%から25%）にあるものの、GWP20の範囲（35%から45%）を下回っているため、保守的な推定値である。GWP100は「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」で使用されているが、GWP20の方がメタン排出削減からの地球冷却効果を示す指標としてはより効果的である。

⁴⁰ MA Clark, NGG Domingo, K Colgan, SK Thakrar, D Tilman, J Lynch, IL Azevedo, JD Hill, 「世界の食品システムからの排出は、摂氏1.5度及び摂氏2度の気候変動目標の達成を妨げる可能性がある」、「Science」、第370巻、第6517号、2020年11月、10.1126/science.aba7357、705頁から708頁

⁴¹ 「気候変動に関する政府間パネル」の「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関するIPCC特別報告書」（2019年）440頁

⁴² 「国際エネルギー機関」の「メタン排出の理解—グローバル・メタン・トラッカー」、

<https://www.iea.org/reports/global-methane-tracker-2024/understanding-methaneemission>を参照のこと。

⁴³ 「国連環境計画及び気候と大気浄化の国際パートナーシップ」の「グローバル・メタン・アセスメント：メタン排出削減の便益とコスト」（2021年）27頁

- AV7 農業は世界の淡水の消費量の70%を占める⁴⁴。このうち、約40%が畜産に使用されている⁴⁵。農業における水消費の現在の予測では、2050年までに10%の増加が必要となる⁴⁶。しかし、水不足はこれまで以上に深刻になっている⁴⁷。当該産業の水不足に対する脆弱性は、ブラジル、中国北部及び米国南西部の世界三大牛肉生産地で高くなっており、これらすべての地域は高いレベルの水ストレスを有している⁴⁸。水は、依存関係の問題だけでなく、インパクトの問題でもある。これは、当該産業は世界的に水質汚染の主な原因となっているためである⁴⁹。温室効果ガス排出のように、水の依存関係及びインパクトは、主に直接事業の外側、すなわちバリュー・チェーンの他の部分から発生している。
- AV8 世界の居住可能な土地の合計の約45%が農地であり、このうち80%が畜産に利用されている⁵⁰。畜産のための土地利用が拡大するにつれて、森林被覆は減少しており、世界の熱帯林破壊の約50%は、牛肉生産及び家畜飼料が原因である⁵¹。「昆明・モンリオール世界生物多様性枠組み」(GBF)は、こうした傾向による、経済の安定及び成長への脅威を認識している⁵²。この枠組みの目標は、2030年までに自然の喪失を停止し方向転換することである⁵³。こうした土地利用の圧力は、「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業にとって、主に上流で生じている。

サステナビリティ関連のリスク及び機会

- AV9 バーカー博士は、こうした依存関係及びインパクトは、「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業にとって、サステナビリティ関連のリスク及び機会をもたらすとの見解を示している。本公開草案では、例えば、水利用に関連する潜在的な「より高い事業コスト、低下した生産能力又は収益の喪失」及び「短期、中期及び長期にわたる（調達した家畜及び家畜飼料の）供給の価格及び量」に関する物理的リスクの影響（effect）の可能性に言及することで、これらを具体的に説明している。水利用を例にすると、これは、当該産業の企業が大きく依存している一方で、これまで以上に希少で争奪が進む資源であり、主要な利用者は当該産業の水の需要が短期、中期及び長期においてどのように満たされるのか、リスクのレベルはどの程度なのか、将来の事業コストにどのような影響（implications）を与えるのかを理解する必要がある。
- AV10 物理的リスク及び資源の制約はまた、効率性の改善及び価値創出の余地を示唆するため、機会を生じさせる可能性がある。破壊的イノベーションの潜在的な機会及びそれに対応する従来のビジネス・モデルに対するリスクは、畜産に用いられる農地の80%は世界の人間が消費する約37%のプロテイン及びカロリーの18%しか提供していないという非効率性により示されている

⁴⁴ 「国際連合教育科学文化機関」の「国連世界水開発報告書2024：繁栄及び平和のための水」（2024年）1頁

⁴⁵ J Heinke, M Lannerstad, D Gerten, P Havlik, M Herrero, AMO Notenbaert, H Hoff, C Muller, 「世界の畜産における水利用－水生産性増加のための機会及び制約」、 「Water Resources Research」、第56巻、第12号、2020年10月、1029/2019WR026995、頁番号なし

⁴⁶ 「国際連合食糧農業機関」の「食料と農業のための世界土地・水資源白書（SOLAW）－リスクに晒されているシステムの管理」（2011年）8頁

⁴⁷ 「世界銀行」のグラフ「年間淡水取水量、農業（総淡水取水量の割合）」、
<https://data.worldbank.org/indicator/er.h2o.fwag.zs>を参照のこと。

⁴⁸ MJ Lathuilliere, R Flach, L Wang-Erlandsson, V Ribeiro, EKHJ zu Ermgassen, CM Souza Jr, 「大豆及び牛肉のサプライ・チェーンを通じたブラジルの水への国際的な依存」、 「Communications Earth & Environment」、第6巻、第688号、2025年8月、10.1038/s43247-025-00835-0、頁番号なし

⁴⁹ J Poore, T Nemecek, 「生産者及び消費者を通じた食糧の環境負荷（impacts）の低減」、 「Science」、第360巻、第6392号、2018年、10.1126/science.aaq0216、987から992頁。国際連合食糧農業機関、国際水管理研究所、「人口増加、食料増加、水質悪化？農業による水質汚染に関する世界的なレビュー」（2018年）

⁵⁰ H Ritchie, M Roser, 「世界の居住可能な土地の半分は農業に利用されている」（2024年）
<https://archive.ourworldindata.org/20251125-173858/global-land-for-agriculture.html>で利用可能である。

⁵¹ F Pendrill, UM Persson, J Godar, T Kastner, D Moran, S Schmidt, R Wood, 「農業及び林業貿易が熱帯林の伐採による排出量の大部分を占める」、 「Global Environmental Change」、第56巻、2019年、10.1016/j.gloenvcha.2019.03.002、1頁から10頁

⁵² 「昆明・モンリオール世界生物多様性枠組み」は、<https://www.cbd.int/gbf>で利用可能である。

⁵³ JW Bull, I Taylor, A de Valenca, R IJspeert, B van Erve, P Modernel, JAC Poore, 「生物多様性のプラスの成果を目指し、主要な生物多様性指標に付属するセーフガードを開発する」、 「npj biodiversity」、第4巻、第31号、2025年8月、10.1038/s44185-025-00095-5、ページ番号なし

54. 潜在的な機会はまだ、牛乳の天然資源の使用量が、非乳製品の代替品よりも著しく多く、大豆ベースの代替品よりも 600 リットル以上の淡水及び 14 倍以上の土地を必要とし、3 倍の温室効果ガス排出及び栄養素の流出による 10 倍のレベルの水質汚染を生じさせているという事実を示している⁵⁴。

- AV11 IFRS S2 号「気候関連開示」及び「自然関連財務開示に関するタスクフォース」(TNFD) 提言で示されているように、現在及び将来の物理的リスク及び資源の制約は、移行リスクを引き起こす可能性がある。これらのリスクの一部は、「グローバル・メタン・プレッジ」などの事業コストに潜在的に影響を与える (affects) 現在の規制 (又は他の政策) に関連する場合がある⁵⁶。土地利用に関しては、GBF に関連する規制が、EU の「自然再生法」(2024 年) 及び中国で進行中の「生態環境法典」の改正に導入されつつある。一方、EU の「農業から食卓まで (Farm to Fork)」の戦略はバリュー・チェーン全体を対象として、農業使用量の 50%削減、肥料使用量の 20%削減及び栄養素の喪失の 50%削減を目指している⁵⁷。移行リスクはまた、訴訟という形をとる可能性がある。例えば、「環境にやさしい (climate friendly)」製品の主張又は水路におけるリン汚染をめぐる訴訟である。
- AV12 移行リスクに対するエクスポージャーは、現在の又はそれに近い規制又は訴訟の有無のみに依存しているものではない。むしろ IFRS S1 号は、企業に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の見通しに影響を与える (affect) と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク (及び機会) についての情報を開示することを要求している。「食肉、家禽及び乳製品」産業は、その依存関係及びインパクトの規模から、そのような移行リスクに特にさらされている。このため、移行リスクに関する情報は、例えば、家畜生産物の継続的な成長に関する企業の想定と、炭素、水及び土地の制約の厳格化との調整を図ることによって、主要な利用者にとっての有用な情報を提供する可能性がある⁵⁸。オランダ (欧州最大の食肉輸出国) の場合が示すように、現状維持型の家畜生産の推移では、「パリ協定」に整合した炭素予算、GBF などの生物多様性の目標並びに地域的な窒素及び水使用量の上限などの目標の組合せを、すべて同時に達成することは不可能であり、追加的な効率性の向上に加えて、一部の構造的な移行が必要である⁵⁹。
- AV13 物理的リスク及び移行リスクの両方を考慮すると、リスクに対するエクスポージャーの問題はさらに深刻となる。当該産業は、特に、その期待成長率を達成する際に、特に気候及び自然関連のリスク及び機会の複合的な影響を受けやすい。「パリ協定」の気候の目標 (targets) は、食料システムの温室効果ガス排出の削減を要求しており、当該産業の移行リスク及び緩和計画の評価が不完全又は不正確である場合、水ストレス及び異常気象によるリスクなど、企業が直面する物理的リスクが高まる可能性がある。
- AV14 「食肉、家禽及び乳製品」産業の依存関係及びインパクト、そしてこれらに伴うサステナビリティ関連のリスク及び機会は、共通して上流に集中している。これらの間接的な活動は、直接的な依存関係及びインパクトだけではなく、特に世界経済全体の温室効果ガスの総排出、淡水使用、土地利用にも大きく関連している。例えば、家畜飼料生産及び畜産からの排出は、当該

⁵⁴ J Poore, T Nemecek, 「生産者及び消費者を通じた食品の環境的インパクトの低減」、*Science*、第360巻、第6392号、2018年、10.1126/science.aag0216、987頁から992頁。バーカー博士は、本公開草案は、動物福祉の取組みのコストと便益という問題も生じさせているとの見解を示している。例えば、飼育密度を低くすることで動物福祉は向上するものの、土地利用の効率性は低下するという事実である。バーカー博士は、例えば、企業がより低い飼育密度で事業を営むことを選択した場合、1エーカー当たりのタンパク質生産量はさらに低下するため、この事実は畜産農場が非効率的であることをさらに示唆しているとの見解を示している。

⁵⁵ J Poore, T Nemecek, 「生産者と消費者を通じた食料の環境影響 (impacts) の低減」、*Science*、第360巻、第6392号、2018年、10.1126/science.aag0216、987頁から992頁

⁵⁶ 「グローバル・メタン・プレッジ」は、<https://www.globalmethanepledge.org/#about> で利用可能である。

⁵⁷ EUの「農場から食卓まで (Farm to Fork)」戦略は、https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy_en で利用可能である。

⁵⁸ 当該産業におけるビジネス・モデルの開発のために考えられる代替的な経路が提案されている。例えば、「世界銀行」の「気候スマート農業」プログラム及び「国際連合食糧農業機関」の経路分析である。

⁵⁹ 例えば、C Coggin, 「オランダの窒素危機」、*Fairr*、2022年、<https://www.fairr.org/news-events/insights/the-dutch-nitrogen-crisis> を参照のこと。

産業全体の排出の 95%にも及ぶ一方で、加工及び包装などの活動からの排出は比較的小さい⁶⁰。このような間接排出はリスクを生み出す可能性がある。欧州では、家畜飼料が農業補助金の約 50%を占める一方で、動物性食品は温室効果ガス総排出の 84%に関連しているため、当該産業は特に公共政策の変更にさらされている⁶¹。

本公開草案の限界

AV15 AV4 項から AV14 項で示すとおり、当該産業のサステナビリティ関連の依存関係、インパクト、リスク及び機会の評価を踏まえ、バーカー博士は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案は、温室効果ガス排出（メタンを含む。）、淡水使用、土地利用及び比較可能性について限界があるとの見解を示している。

温室効果ガス排出量

AV16 本公開草案では、「スコープ 1」の温室効果ガス排出は IFRS S2 号の要求事項と重複しているが、「スコープ 3」の温室効果ガス排出は含んでいない。

AV17 バーカー博士は、BC10 項は、ISSB が慎重な検討を経て、「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業にとって「スコープ 1」の温室効果ガス排出に関する情報は重要性がある（material）が「スコープ 3」はそうではない可能性があるとの結論付けたことを示唆しているとの見解を示している。一方、バーカー博士は、BC44 項は、IFRS S2 号における開示要求の繰返しされていないことを開示に重要性がある（material）可能性が低いと評価されたことの確認とみなすことではないと企業を指針を示していることを認識しているものの、同氏は、企業は依然として「スコープ 3」の排出は重要性がない（not to be material）可能性があるとの見解を示している。

AV18 バーカー博士は、BC44 項は、本公開草案における温室効果ガス排出に対するアプローチにおける「一部の不整合」を認めるとともに、BC43 項は、この不整合に対処していない ISSB の理由を示していると理解している。BC43 項に示された 3つの理由に対するバーカー博士の見解は次のとおりである。

- (a) ISSB が、「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標に重要性がある（material）情報を提供する可能性が低いと判断したという「意図しないシグナルを送る（unintentionally signalling）」リスクは、「スコープ 1」の温室効果ガス排出を維持する理由にはなるが、「スコープ 3」の温室効果ガス排出を除外する理由にはならない。
- (b) 利用者が「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標が「直接的な規制リスクに関する重要性がある（material）情報を提供する」と認識しているという証拠はまた、「スコープ 1」の温室効果ガス排出を維持する理由にはなるが、「スコープ 3」の温室効果ガス排出の指標を除外する理由にはならない。
- (c) 既存の「スコープ 1」の温室効果ガス排出の指標を維持することは、「メタンなどのトピックに関する産業固有の調整」を「スコープ 3」の温室効果ガス排出に適用することを容認することになると指摘した。バーカー博士の見解では、例えば「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」は、報告企業が IFRS S2 号の要求事項を満たすために「スコープ 3」の温室効果ガス排出の 15 カテゴリーのうちどのカテゴリーを適用すべきかについて調整されたガイダンスを提供することで改善する、とされている。

AV19 バーカー博士は、「スコープ 3」「カテゴリー1」（「購入した製品及びサービス」）、また、おそらく「スコープ 3」「カテゴリー4」（「上流の輸送及び配送」）に該当する排出は、利用者に対して重要性ある（material）情報を提供する可能性があるとの見解を示している。バーカー博士は、これらの指標を含むことは、BC108 項と整合し、「IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完するために、特定の分解形式を識別する『SASB スタンダード』の例」を提供

⁶⁰ 「国際連合食糧農業機関」の「世界家畜環境評価モデル（GLEAM）」<https://www.fao.org/gleam/>を参照のこと。

⁶¹ AJ Kortleve, JM Mogollon, H Harwatt, P Behrens、「『欧州連合』の『共通農業政策』の80%以上が、排出が集中する畜産物を支援している。」、「Nature Food」、第5巻、2024年、288から292頁

するとの見解を示している。この見解によると、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」には、企業自身が設定した目標 (targets) 又は法令によって達成することが求められる関連する定性的及び定量的な温室効果ガス排出の目標 (targets) も含まれるべきである。

メタン

- AV20 バーカー博士は、本公開草案は、当該産業におけるメタン排出の大部分が「スコープ3」に該当するにもかかわらず、「スコープ1」のメタン排出は含めているものの「スコープ3」の温室効果ガス排出を含めていない事実によって限定されるとの見解を示している。
- AV21 したがって、バーカー博士は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」には、メタンに関連する CO₂相当を別個に示すために、「スコープ3」「カテゴリー1」の温室効果ガス排出を分解する指標を含めるべきであるとの見解を示している。

淡水の使用

- AV22 バーカー博士は、畜産のための水消費の大部分は上流、主に家畜飼料で発生しているにもかかわらず、本公開草案では、企業の自社の水消費の開示は自身の直接事業に関連するもののみとすべきと特定していることに留意している。
- AV23 水は「食肉、家禽及び乳製品」産業において不可欠な依存関係がある。サプライ・チェーンの各段階における所有構造にかかわらず、特定の生産量には一定の水量が関係する。バーカー博士は、本公開草案が直接事業に関する指標のみを含んでいること、水ストレスが、気候変動、異常気象、干ばつ、洪水、暴風雨、土壌の劣化、生態系の変化及び生物多様性の喪失を含む、本公開草案の物理的リスクのチェックリストの中で、他の項目と比して特に重視されていないことは、不十分であると考えている。
- AV24 したがって、バーカー博士は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」は上流の水の取水及び消費に関連する指標を含めるべきとの見解を示している。

土地利用

- AV25 バーカー博士は、土地利用は主に間接事業に関連するものであるにもかかわらず、本公開草案における直接事業に関連する指標が、間接事業に関する指標よりもやや広範囲に設定されている点に留意している。
- AV26 バーカー博士は、本公開草案は、記述的な開示よりも定量的な指標をより強調することで、主要な利用者をより支援することができるとの見解を示している⁶²。また、バーカー博士は、文書化された養分管理計画を導入している農場からの企業の製品の割合の開示自体は、その計画の信頼性又は野心に関する情報を伝えることにはならず、また主要な利用者がモデルのインプットとして、直接用いるための定量的な情報を必ずしも提供していないとの見解を示している。こうした情報は、TNFD が提案する農薬、大気汚染又はリン及び硝酸塩汚染に関する指標に関連する場合がある⁶³。これらは、EU の「硝酸塩指令」又は中国の「肥料登記管理制度」から生じるリスクを含め、長期的なレピュテーション・リスク、規制リスク、法的リスク又はその他のリスクに影響 (implication) を与える場合がある⁶⁴。
- AV27 したがって、バーカー博士は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」には、土地利用に関連する、より固有の指標を含めるべきであるとの見解を示している。

開示の比較可能性

⁶² バーカー博士の見解では、この目標 (goals) を達成するガイダンスの例として、「国際連合食糧農業機関」の「農業食品システムのコア指標に関するガイダンス (2024年)」が挙げられるとしている。

⁶³ 「自然関連財務開示に関するタスクフォース」の「追加的なセクター別ガイダンス：食品及び農業」 (2024年)

⁶⁴ EUの「硝酸塩指令」については、https://environment.ec.europa.eu/topics/water/nitrates_en#:~:text=Related%20links-,Objectives,evaluation%20of%20the%20Nitrates を参照のこと。中国の「肥料登記管理制度」については、農林水産省の「肥料登録、肥料更新登録及び肥料変更登録に関するガイドライン」 (2024年) を参照のこと。

- AV28 投資者の主要なタスクの 1 つは投資対象を比較することであり、これは理想的には企業のバリュー・チェーン全体におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある (material) 情報について、完全で透明性がある開示を要求することである。
- AV29 バーカー博士は、畜産及び飼料生産の直接所有の程度は、当該産業において異なるため、間接事業に関する開示要求の欠如は、企業間の温室効果ガス排出及び淡水使用の比較可能性を低下させるとの見解を示している。バーカー博士は、例えば法域の炭素税が「スコープ1」の温室効果ガス排出にのみ適用される場合の直接事業に関する情報を別個に開示することの重要性 (importance) は認めている。しかし、バーカー博士は、間接事業に関する開示がない場合、温室効果ガス排出及び淡水使用の全体的なレベルが利用可能でないことになり、直接事業に関する差異は事業効率の差異だけでなく所有構造の差異からもたらされることになるため、比較可能性が損なわれるとの見解を示している。
- AV30 バーカー博士は、温室効果ガス、メタン、及び淡水使用に関してバーカー博士が識別した問題が解決される場合、本公開草案における比較可能性に関する限界は対処されることになるであろうとの見解を示している。

結 論

- AV31 バーカー博士は、本公開草案の文言は現行の「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」の文言を改善しているものの、この改善は財務報告の全体的な改善とはならないとの見解を示している。
- AV32 バーカー博士がこの見解を採る理由は、「SASB スタンダード」における間接活動に対するアプローチは、もともと ISSB が開発したものではなく、IFRS S1 号及び IFRS S 号 2 の文脈において適用を設計したものでもないとの見解を示している。バーカー博士は、BC21 項が示すとおり、このプロジェクトの目的は、「IFRS S1 号及び IFRS S2 号の高品質な導入 (implementation) 及び適用 (application) を支援すること」であり、そのためには、現段階での「SASB スタンダード」に対する修正は、IFRS サステナビリティ開示基準との整合性を確保すべきである点に留意している。バーカー博士は、彼自身が識別した特定の事例において、この整合性が達成されていないと考えており、同氏は、本公開草案は、バリュー・チェーンの開示に関して、IFRS サステナビリティ開示基準と「SASB スタンダード」との間に、矛盾するシグナルを送るリスクがあるとの見解を示している。これらの問題は、産業別基準及びガイダンスの重要性 (importance) によって特に結果的に生じるものである。
- AV33 バーカー博士は、ここで提起された懸念は、IFRS サステナビリティ開示基準と「SASB スタンダード」との整合性に関わるものであるため、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」のみに関する検討の範囲を超えているとの見解を示している。バーカー博士は、「スコープ 3」の温室効果ガス排出、またはその他の間接的な活動に関する潜在的に重要性がある (material) 情報についても、不整合が存続することを認めるべきではないとし、ISSB がこの機会に行動を起こさなければ、ISSB は財務報告を改善していることにはならないとの見解を示している。

付録A—他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性の概要

表A1からA3は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって識別された指標の概要を示している。これらの指標は、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダード」との相互運用可能性及び「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の開示提言との整合性が、「SASBスタンダード」の改訂に情報をもたらしたものである。本付録は、「GRIスタンダード」と「SASBスタンダード」との間の相互運用可能性、またはTNFD開示提言と「SASBスタンダード」との間の整合性について、包括的に説明することを意図したものではない。

「GRIスタンダード」

「SASBスタンダード」の向上に関するプロジェクトでは、ISSBは、「SASBスタンダード」と「GRIスタンダード」との間の共通の開示を識別することに焦点を当てており、これには、可能な限り逐語的な言葉遣いを用いることが含まれる。これらの言葉遣いは、識別された情報領域に寄与し、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（表A1）の重要性の定義及び目的と整合する方法で利用者の情報ニーズに対処する⁶⁵。「SASBスタンダード」及び「GRIスタンダード」のそれぞれに識別される（distinct）が補完的な目的は、すべての開示要求に対して共通の開示の識別が見込まれない可能性があることを意味する。このような場合の向上プロセスでは、（例えば、定義された用語について）関連性がある場合と同じ言葉遣いを用いることで、開示要求の間の相互運用可能性を改善させることになるものの、ISSBは、さらなる調整の機会に限られている可能性が高いと考える（表A2）。

場合によっては、「GRIスタンダード」の開示要求の側面が、「SASBスタンダード」の修正案に組み込まれている。しかし、当初の利害関係者からのフィードバックに応じて、修正案は、同じ開示トピックに関する「GRIスタンダード」と比較した場合の具体的な違い（例えば、測定単位）を含んでいる。BC158項からBC162項で概説されている有害廃棄物管理に関する提案された新しい指標は、この形の整合性の一例である。ISSBは、「GRIスタンダード」とのさらなる相互運用可能性が利害関係者からのフィードバックに対応するのに役立つかどうかを評価するために、このような開示トピック及び指標についてGRIと引き続き対話する予定である。

共通した開示を含む指標

表A1は、ISSBが技術的プロトコルのレベルで識別した、「SASBスタンダード」の修正案に含まれる「GRIスタンダード」と共通した開示の指標を列挙したものである。これらの場合、技術的プロトコルは、関連するGRI開示と同じ言葉遣いを含んでいる⁶⁶。これらの共通した開示は、測定単位、定義、参照、開示カテゴリーなど、開示の基礎における整合性に裏付けされている。これらの開示トピックの修正案の記述は、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすために、「SASBスタンダード」の考えられる改善に関する利害関係者からのフィードバックに対処するうえで、共通した開示がどのように役立つかを示している。

⁶⁵ 現段階では、本作業の範囲はISSBにより決定され適用されている。これは、GRIとIFRS財団が、テーマ別及びセクター別の両方の基準設定においてシームレスなサステナビリティ報告を可能にする完全に直接的な相互運用可能性を実現するために協力するという合意に基づいて実施されている。詳細は以下を参照のこと。<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/gri-and-ifrs-foundation-collaboration-to-deliver-fullinteroperability/>

⁶⁶ 参照を容易にするために、表には技術的プロトコルの代わりに指標に関連する情報を含めている。

表 A1—「SASB スタンダード」の修正案と「GRI スタンダード」との間の共通した開示を含む指標

開示トピック ⁶⁷	指標コード ⁶⁸	指標	GRI開示の参照
大気質	IF-EU-120a.1	次の大気汚染物質の排出：(1)NO _x (N ₂ Oを除く。)、(2)SO _x 、(3)有害大気汚染物質及び(4)粒子状物質、並びに人口密集地域又はその周辺のそれぞれの割合	305-7 窒素酸化物 (Nox)、 硫黄酸化物 (SO _x)、及びその他の重大な大気排出物
動物の健康及び福祉	FB-MP-410a.3	家畜及び認証の種類別の第三者の動物福祉基準の認証を受けた製品の割合	項目 13.11 13.11.2 動物の健康及び福祉に関する報告に関する追加的なセクター開示
環境サプライ・チェーン管理	FB-AG-430c.1	森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	項目 13.4 自然生態系の転換の追加的なセクター別開示

補完的であっても異なる使命によって相違する開示要求

表A2は、「SASBスタンダード」と「GRIスタンダード」との間で、サステナビリティのトピックが同じであっても、それぞれの基準の異なる使命により、開示要求に相違が生じる指標を列挙している。例えば、「SASBスタンダード」が特定のサステナビリティのトピックに関するリスク・エクスポージャー又はリスク及び機会の管理に関する情報の開示を対象としているのに対し、「GRIスタンダード」は同じトピックに関連するインパクト及びインパクトの管理についての開示を要求している場合がある。これらの場合には、「SASBスタンダード」は、企業の見通しに影響を与える（affect）ことが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する投資家の情報ニーズに焦点を当てており、それぞれの基準の使命が異なることから、共通した開示の達成は見込めない可能性が高い。

⁶⁷ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASBスタンダード」の修正案を参照しており、現行の公表されている「SASBスタンダード」を参照していないことに留意すること。

⁶⁸ 列挙している指標コードは、複数の「SASBスタンダード」で生じる可能性がある指標の代表的な指標を参照していることに留意すること。

表 A2—「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との異なる使命によって、異なる焦点が当てられている対応する指標

開示トピック ⁶⁹	指標コード ⁷⁰	指標	GRI開示の参照
コミュニティとの関係及び先住民族の権利	IF-EU-210a.1	コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス	413項目のマネジメントに関する開示事項 413-1 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 413-2 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所
従業員の採用、育成及び維持	IF-EU-330a.1	従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述	雇用（公開草案） ⁷¹ EMPL3 採用方針、EMPL7 新規採用及び離職 研修及び教育（公開草案） ⁷² TRED1 研修及び教育の方針、TRED2 提供する研修及び教育の種類及び内容
環境サプライ・チェーン管理	FB-AG-430c.2	サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物	308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置

TNFD提言との整合性

表A3は、TNFD提言の中で推奨された開示、指標又はガイダンスのうち、「SASBスタンダード」の修正案に統合され、開示が整合している指標を列挙している。「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック⁷³において、修正案は、TNFD提言を直接組み込んでおり、定義及び開示のカテゴリーを含む開示要求及び開示の基礎との間の整合性を、可能な限り同じ言葉遣いを用いて促進している。修正案は、TNFDの「食品及び農業」に関する追加的なセクター・ガイダンスに含まれる開示を統合し、このトピックの産業固有の側面との整合性を確保しようとしている。TNFD提言において対象となっている他のトピック（「大気質」及び「環境サプライ・チェーン管理」など）については、修正案は、これらの特定のトピック又は指標に関する利害関係者からのフィードバックに応じて、「GRIスタンダード」との共通した開示を優先している。一部のケースでは、このアプローチは「SASBスタンダード」をTNFD提言と整合させている（例えば、IF-EU-120a.1及びFB-AG-430c.1）。

⁶⁹ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASBスタンダード」の修正案を参照しており、現行の「SASBスタンダード」を参照していないことに留意すること。

⁷⁰ 列挙している指標コードは、複数の「SASBスタンダード」で生じる可能性がある代表的なものを参照していることに留意すること。

⁷¹ 2024年4月公開草案「労働に関するGRIトピック・スタンダード・プロジェクト—雇用の公開草案」

<https://www.globalreporting.org/media/skhlonkx/item-02-gri-topic-standard-project-for-labor-employment.pdf>

⁷² GRIの2025年2月「労働に関するGRIトピック・スタンダード・プロジェクト—研修及び教育の公開草案」

<https://www.globalreporting.org/media/ygifnb5a/item-04-gri-topic-standard-project-for-labortraining-and-education.pdf>

⁷³ このトピックは、短期、中期及び長期において、土壌の健康、土地の生産性及び作物の収穫量に影響を与える可能性がある物理的リスクに関する重要性がある（material）情報の開示を含む。

表 A3—TNFD 提言に沿った「SASB スタンダード」に対する修正案の指標

開示トピック ⁷⁴	指標コード ⁷⁵	指標	TNFDの開示提言又は指標の参照
大気質	IF-EU-120a.1	次の大気汚染物質の排出：(1)NO _x (N ₂ Oを除く。)、(2)SO _x 、(3)有害大気汚染物質及び(4)粒子状物質、並びに人口密集地域又はその周辺のそれぞれの割合	C2.4 温室効果ガス (GHG) 以外の大気汚染物質総量
環境サプライ・チェーン管理	FB-AG-430c.1	森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FA.C1.0 森林破壊及び転換のない製品
環境サプライ・チェーン管理	FB-AG-430c.2	サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物	全セクター向け開示提言及びガイダンス：戦略C、リスクとインパクト管理B C3.1 陸/海洋/淡水から調達する高リスク天然一次産品の量 FA.C3.0 水不足の地域の製品
環境サプライ・チェーン管理	FB-AG-430c.3	サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	全セクターに推奨される開示とガイダンス：戦略B リスクと機会の指標：C7.0、C7.1、C7.3 レスポンス指標：A22.4
食品ロス及び食品廃棄	FB-AG-150a.1	(1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量	C2.2 廃棄物の発生と処理 FA.A2.0 食品ロス/廃棄物
食品ロス及び食品廃棄	FB-AG-150a.2	バリューチェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述	全セクター向け開示提言及びガイダンス：ガバナンスA、ガバナンスB、戦略B、測定指標とターゲットA、測定指標とターゲットC
有害廃棄物管理	IF-EU-150a.4	(1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物	C2.2 廃棄物の発生と処理 EP.C2.2 核廃棄物の貯蔵
有害廃棄物管理	IF-EU-150a.6	アクティブな及びアクティブでない事業について	全セクター向け開示提言及びガイダンス：戦略B、リスクとインパクト管理B

⁷⁴ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASBスタンダード」の修正案を参照しており、現行の公表されている「SASBスタンダード」を参照していないことに留意すること。

⁷⁵ 列挙している指標コードは、複数の「SASBスタンダード」で生じる可能性がある指標の代表的な例を参照していることに留意すること。

		の有害廃棄物の管理方針及び手続	
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.1	(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	C1.0 総空間フットプリント
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.2	環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合	全セクター向け開示提言及びガイダンス： 戦略D 要注意地域の用語集の定義
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.3	持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積	C1.1 陸/淡水/海洋の利用変化の範囲
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.4	森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	全セクター向け開示提言及びガイダンス： 測定指標とターゲットC FA.C1.0 森林破壊及び転換のない製品
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.5	自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品	全セクター向け開示提言及びガイダンス： 戦略C、リスクとインパクト管理B C3.1 陸/海洋/淡水から調達する高リスク天然一次製品の量 FA.C3.0 水不足の地域の製品
土地利用及び生態系へのインパクト	FB-AG-160a.6	直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	全セクター向け開示提言及びガイダンス： 戦略B リスクと機会の指標:C7.0、C7.1、C7.3

付録B－2025年7月公開草案に対する修正案に基づく指標

BC22項で示したとおり、本公開草案における3つの「SASBスタンダード」に対する修正案は、2025年7月に公表された公開草案「『SASBスタンダード』に対する修正案」（「2025年7月公開草案」）における、9つの「SASBスタンダード」に対する修正案と並行して作成されたものであり、本公開草案の指標に関する多くの修正案は、2025年7月公開草案の指標に対する修正案と同様であるか又は同一である。

表B1からB3は、2025年7月公開草案の「見本」指標に基づく本公開草案の指標についての詳細を提供している。これらの表の目的は、2025年7月公開草案に対して既にインプットを提供した利害関係者のためにレビュー・プロセスを迅速化することにある。

表 B1－2025年7月公開草案による指標の提案に基づく「農産物」の「SASBスタンダード」に対する修正案における指標

指標コード及びタイトル	見本指標コード及びタイトル	ISSBスタッフの注記
FB-AG-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合	EM-MM-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合	
FB-AG-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述	EM-MM-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述	
FB-AG-110a.3. (1)フリートの燃料総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量	EM-SV-110a.1. (1)燃料の総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量	見本にある「すべての源泉により消費された燃料」を、ここでは「自身のフリート車両によって消費された燃料」として反映している。
FB-AG-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量	FB-PF-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量	
FB-AG-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	FB-PF-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	
FB-AG-140a.2. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FB-PF-140a.3. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	
FB-AG-140a.4. (1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	FB-PF-140a.4. (1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	

FB-AG-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	EM-MD-160a.3. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	
FB-AG-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合	EM-MD-160a.2. 環境に敏感な場所における事業の空間フットプリント合計の割合	「場所又はその周辺の」という文言は、EM-MM-160a.3環境に敏感な場所又はその周辺の、(1)確認 (proved) 鉱物埋蔵量及び(2)推定 (probable) 鉱物埋蔵量の割合、から取得している。
FB-AG-160a.4. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)	FB-PF-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)	見本にある「調達したコモディティ」を、ここでは「直接農場事業から生産された農産物」として反映している。
FB-AG-160a.5 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品	FB-PF-430b.2. サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品	見本にある「コモディティ及び製品」を、ここでは「直接農場事業からの製品」として反映し、具体性を向上させるために、「環境リスク」を「自然及び気候に関連する物理的リスク」と置き換えている。
FB-AG-160a.6. 直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	FB-PF-430b.3. サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し、持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	見本にある「サプライ・チェーン」を、ここでは「直接農場事業」として反映している。
FB-AG-250a.3. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述及び(2)リコールされた製品の総重量	FB-PF-250a.4. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述及び(2)リコールされた製品の総重量	
FB-AG-250a.4. (1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合	FB-PF-250a.5. (1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合	見本にある「コパッキング事業」を、ここでは「仲介者」として反映している。
FB-AG-250a.5. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続	FB-PF-250a.6. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続	
FB-AG-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数並びに(2)総記録災害度数率	EM-EP-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数及び(2)総記録災害度数率、また、(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	研修時間を省略した。

FB-AG-430c.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FB-PF-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	見本にある「コモディティ」を、ここでは「農産物」として反映し、技術的プロトコル3は新たに追加している。
FB-AG-430c.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物	FB-PF-430b.2. サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品	見本にある「コモディティ及び製品」を、ここでは「調達される農産物」として反映し、具体性を向上させるために、「環境リスク」を「自然及び気候に関連する物理的リスク」と置き換えている。
FB-AG-430c.3. サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	FB-PF-430b.3. サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述	
FB-AG-430d.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）	FB-PF-430c.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）	見本にある技術的プロトコル5からのわずかな差異
FB-AG-430d.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合	FB-PF-430c.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達したコモディティの割合	見本にある「コモディティ」を、ここでは「農産物」として反映している。
FB-AG-430d.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	FB-PF-430c.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	

表 B2－2025年7月公開草案による指標の提案に基づく「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」に対する修正案における指標

指標コード及びタイトル	見本指標コード及びタイトル	ISSBスタッフの注記
FB-MP-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合	EM-EP-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合	技術的プロトコル1.2は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」に固有のものである。
FB-MP-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述	EM-MM-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述	

FB-MP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量	FB-PF-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量	
FB-MP-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	FB-PF-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	
FB-MP-140a.2. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FB-PF-140a.3. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	
FB-MP-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量	FB-PF-140a.4. (1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	
FB-MP-160a.5. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	EM-MD-160a.3. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	
FB-MP-160a.6. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合	EM-MD-160a.2. 環境に敏感な場所における事業の空間フットプリント合計の割合	技術的プロトコル4は、産業固有の文言を含んでいる；「その周辺」という文言及び定義は、EM-EP-160a.3 環境に敏感な場所又はその周辺の、(1)確認 (proved) 石油埋蔵量及び(2)推定 (probable) 石油埋蔵量の割合、から取得している。
FB-MP-160a.7. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FB-PF-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	見本にある「調達したコモディティ」を、ここでは「直接農場事業から生産された家畜」として反映している。
FB-MP-160a.8. 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品	FB-PF-430b.2. サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品	技術的プロトコル1.1から1.2及び5は、産業固有の変更を含んおり、見本にある「コモディティ及び製品」を、ここでは「直接農場事業からの製品」として反映し、具体性を向上させるために、「環境リスク」を「自然及び気候に関連する物理的リスク」と置き換えている。
FB-MP-250a.3. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述及び(2)リコールされた製品の総重量	FB-PF-250a.4. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述及び(2)リコールされた製品の総重量	

FB-MP-250a.5. (1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合	FB-PF-250a.5. (1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合	
FB-MP-250a.6. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続	FB-PF-250a.6. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続	
FB-MP-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	EM-EP-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	
FB-MP-410b.1. サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用	FB-PF-410b.1. サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用	
FB-MP-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FB-PF-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	技術的プロトコル1.3、2から2.3及び4は産業固有の差異を含んでおり、見本にある「コモディティ」を、ここでは(1)家畜及び(2)家畜飼料として反映している。
FB-MP-430b.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料	FB-PF-430b.2. サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品	技術プロトコル1.1から1.2は産業固有の差異を含んでおり、見本にある「コモディティ及び製品」を、ここでは「調達される家畜及び家畜飼料」として反映し、具体性を向上させるために、「環境リスク」を「自然及び気候に関連する物理的リスク」と置き換えている。
FB-MP-430c.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）	FB-PF-430c.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）	見本にある技術的プロトコル5からのわずかな差異
FB-MP-430c.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合	FB-PF-430c.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達したコモディティの割合	見本にある「コモディティ」を、ここでは「家畜飼料」として反映している。
FB-MP-430c.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	FB-PF-430c.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	

表 B3—2025 年 7 月の公開草案の指標案に基づく「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に対する修正案の指標

指標コード及びタイトル	見本指標コード及びタイトル	ISSBスタッフの注記
IF-EU-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合	EM-MM-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合	
IF-EU-110a.7. 気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える (influence) かの記述	EM-EP-420a.4. 気候関連のリスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える (influence) かの記述	指標タイトルに「移行」を追加し、技術的プロトコル1、2.2から2.3、3及び4.1から4.5は産業固有である。
IF-EU-120a.1 次の大気汚染物質の排出：(1)NO _x (N ₂ Oを除く。)、(2)SO _x 、(3)有害大気汚染物質及び(4)粒子状物質、並びに人口密集地域又はその周辺のそれぞれの割合	EM-MM-120a.1. 次の大気汚染物質の排出：(1)NO _x (N ₂ Oを除く。)、(2)SO _x 、(3)揮発性有機化合物、(4)有害大気汚染物質及び(5)粒子状物質	技術的プロトコル6.1から6.2はEM-RM-120a.2 人口密集地域又は周辺の製油所の生産能力から複製されたものである。
IF-EU-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	FB-PF-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合	
IF-EU-140a.3. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)	FB-PF-140a.3. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)	
IF-EU-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量	FB-PF-140a.4. (1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	
IF-EU-150a.4. (1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物	EM-RM-150a.1. (1)発生した有害廃棄物及び(2)リサイクルした有害廃棄物	「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」は、「貯蔵された有害廃棄物」を含んでおり、技術的プロトコル1.3から3.2は産業固有のものである。
IF-EU-150a.5. 有害廃棄物管理に関連する重大な (significant) 事案の数	EM-MM-150a.9. 有害物質及び廃棄物管理に関連する重大な (significant) 事案の数	見本にある「有害物質及び廃棄物」を、ここでは「有害廃棄物」として反映し、技術的プロトコル1.1におけるわずかな産業の差異；技術的プロトコル1.1.2は、「従業員」の代わりに「労働力」(workforce)という更新された文言を含む。
F-EU-150a.6. アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続	EM-MM-150a.10. アクティブな及びアクティブでない事業についての廃棄物及び有害物質の管理方針及び手続	見本にある「廃棄物及び有害物質」を、ここでは「有害廃棄物」として反映している；有害廃棄物の定義は、EM-MM-150a.7 発生した有害廃棄物の総重量から取得している。

IF-EU-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	EM-MM-160a.4. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域	
IF-EU-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合	EM-MM-160a.3. 環境に敏感な場所又はその周辺の、(1)確認 (proved) 鉱物埋蔵量及び(2)推定 (probable) 鉱物埋蔵量の割合	見本にある「(1)確認 (proved) 鉱物埋蔵量及び(2)推定 (probable) 鉱物埋蔵量」を、ここでは「事業の空間フットプリント合計」として反映している。
IF-EU-160a.3. 事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述	EM-MM-160a.1. 事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述	
IF-EU-210a.1. コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス	EM-CO-210b.1. コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス	技術的プロトコル2.1は産業固有のものである。
IF-EU-210a.2. (1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数	EM-CO-210b.2. (1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数	
IF-EU-210a.3. 先住民族の土地又はその周辺の事業の割合	EM-CO-210b.3. 先住民族の土地又はその周辺の、(1)確認 (proved) 石炭埋蔵量及び(2)推定 (probable) 石炭埋蔵量の割合	見本にある「(1)確認 (proved) 石炭埋蔵量及び(2)推定 (probable) 石炭埋蔵量」を、ここでは「事業」として反映し、技術的プロトコル1.1は産業固有のものである。
IF-EU-210a.4. 先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述	EM-CO-210b.4. 先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述	
IF-EU-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	EM-EP-320a.1. (a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	
IF-EU-320a.2. 安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述	EM-MM-320a.2. 安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述	「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」では健康リスクに関する「長期的な」の言及が省略されている。
IF-EU-430a.1. サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述	EM-CM-430a.1. 環境及び社会課題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述	技術的プロトコル1.2から1.2.1は、産業固有のものである；見本にある「環境及び社会課題」は、ここでは、「サステナビリティ関連の問題」として反映されている。
IF-EU-430a.2. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	FB-PF-430c.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述	

IF-EU-540a.3. 深刻な (serious) 事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述	EM-EP-540a.2. 可能性は低いが深刻な (serious) 事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述	技術的プロトコル3から3.6は産業固有のものである。
---	--	----------------------------



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA'[®], 'IASB'[®], 'IFRS'[®], 'International Financial Reporting Standards'[®], 'ISSB'[®], and 'SASB'[®]. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.